

美咲町社会福祉協議会

地域福祉活動計画

第1期（平成24年度～平成28年度）

社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会



はじめに

社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会
会 長 草 地 巧

美咲町社会福祉協議会では、この度第1次地域福祉活動計画を策定いたしました。この計画は、平成24年度～平成28年度までの5ヶ年の社会福祉協議会の基本的な活動指針となるもので、美咲町民が安心して暮らせる地域社会を築くことを目指すものです。

日本経済の低迷、雇用状況の悪化、また平成23年3月11日に発生した未曾有の東日本大震災・東京電力福島第一発電所の事故の発生により、物質的な豊かさより人と人の支えあい、人と人のつながり「きずな」、心の豊かさの大切を改めて気付かされたものです。

本会では、「すべての住民が、住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、お互いが支えあっていく地域社会を築くことをめざします」という活動理念の下、地域福祉の推進に努めているところです。

この活動理念の実現のためには、地域で暮らす皆さんの地域づくりへの参画が不可欠です。地域の皆とともにめざしていくための羅針盤であり、指針といえるものが「地域福祉活動計画」です。

策定委員と社協職員とで、地域座談会を開催し「地域における福祉課題や地域福祉を推進するうえで必要な事項等の意見交換」を行い、また地域で福祉活動を行っている団体へのヒアリング調査などを参考にして、地域で暮らす人が、地域で安心して暮らすために、地域で暮らす住民でつくり上げたものが、この地域福祉活動計画です。

この計画を基に、しっかりとした目的意識を持ち、住民主体・住民参加で支えあい・助けあい、小さな子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れたこの美咲町で安心して共に心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、幅広い活動を展開していきたいと思えます。

最後にこの計画策定にあたり、予定を大幅に超える2年6ヶ月もの間熱心に取り組んでくださった策定委員会の委員の皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様や関係機関の皆様、職員プロジェクトチームの皆に、心から敬意と感謝を申し上げます。



美咲町の地域福祉活動計画の完成にあたり

美咲町地域福祉活動計画策定委員会

委員長 岡田 壽

少子高齢、過疎化による人口構造の変化や家族形態の変化だけではなく、隣近所の人間関係、住民同士の交流の希薄化傾向による、人と人との関わり合いが薄れてきて、地域福祉を推進するうえで大きな課題となっています。

このような社会・生活環境のなかで、地域における福祉活動を活発にしていくためには、まず地域住民のつながりを強化していくことや地域住民同士の交流を促進し、地域住民が安心して暮らせる地域福祉のネットワークづくりが必要となります。

今回この計画策定にあたり、地域福祉活動計画とは？の理解・必要性から始まり、「誰もが安心して、生き生きと暮らせる地域社会の実現を目指して、地域課題を共に考え、課題解決に地域住民が主体的に支えあい活動を行う」を念頭に進めました。

平成21年6月に始まった地域福祉活動計画の策定作業は3年近く費やすことになりましたが、美咲町の現状を知るため、地域座談会や施設・ボランティア団体への聞き取り調査を行い、それぞれの地域、年代ごとの課題と対応策を協議検討しました。活動計画のまとめは、美咲町保健福祉総合計画との整合性を考慮し、幼児から高齢者、障がい者の方の福祉、自立した生活が送れるような取り組みを4つの基本目標とし、それぞれに活動目標、推進事業を設定しております。

この活動計画を指針として、地域の実情に則した課題を取り上げ、地域住民が主体となり、一歩ずつ「地域の福祉力」の向上に繋がることを念じています。

今回の地域福祉活動計画は平成24年度から28年度の5ヶ年計画ですが、地域の課題、生活環境は激しく変化し、日々の見直しが地域ごとに求められます。活動計画の実施状況を不断に点検評価し、より充実した活動になるよう願っております。

最後に、策定委員の皆さまには、約3年という長期の会議になりましたが、最後まで熱意でご協力、ご協議いただき感謝申し上げます。

今後は、社協ともども地域福祉活動計画の進み具合を主体的に見守ってくださいますようお願いいたします。

地域福祉の課題解決が全町あげて始まり、地域住民組織と社会福祉協議会との絆がより深まることを期待します。



地域福祉活動計画 目次

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉活動計画策定の背景	1
2. 計画の性格	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間	2
3. 計画の策定体制・方法	3
(1) 計画策定組織による協議	3
(2) 福祉ニーズや地域課題などの把握	3
4. 社会福祉協議会	6
(1) 概要	6
(2) 実施事業	8

第2章 地域の状況

1. 概要	15
(1) 人口・世帯の状況	15
(2) 高齢者・障がい者の状況	17
2. 地域課題・福祉課題の把握から本計画策定の流れ	20

第3章 基本理念・基本目標

1. 基本理念	29
2. 基本目標	30

第4章 活動推進事業

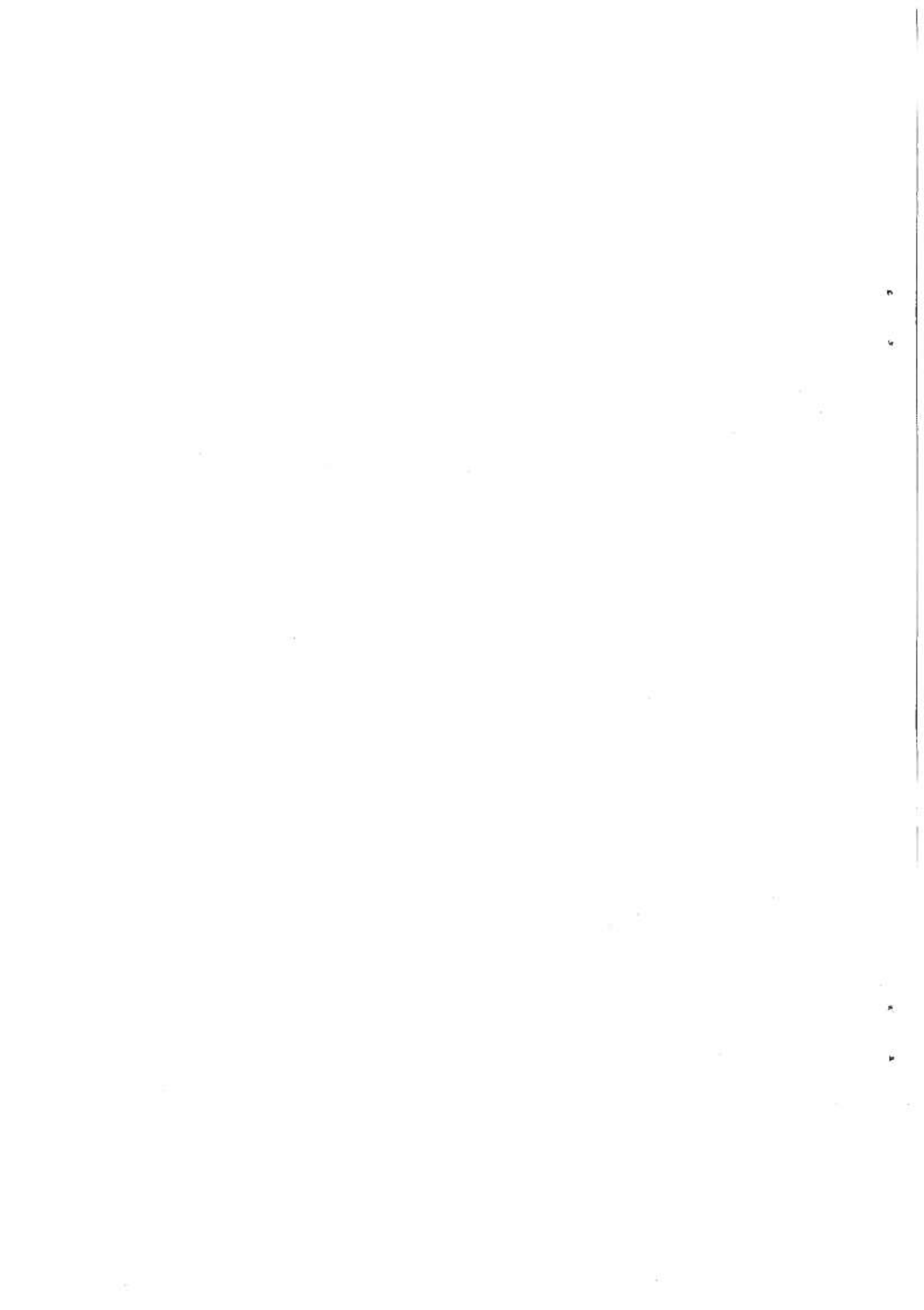
1. 基本目標①（活動目標・実施計画）	33
2. 基本目標②（活動目標・実施計画）	42
3. 基本目標③（活動目標・実施計画）	51
4. 基本目標④（活動目標・実施計画）	58

第5章 計画の推進

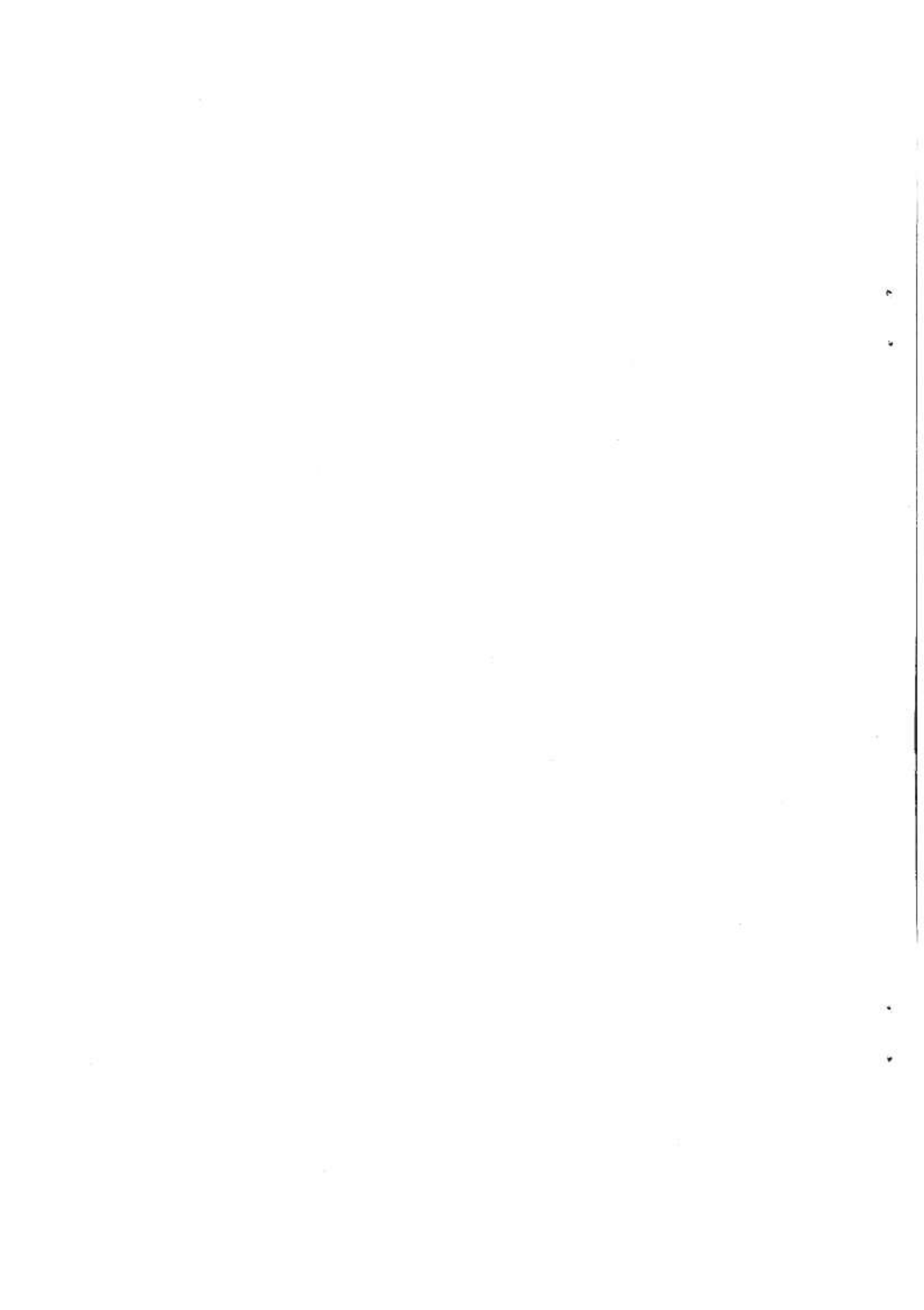
1. 社会福祉協議会の基盤強化	65
2. 計画の推進・点検・評価の体制	66

【資料】

①美咲町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	67
②美咲町地域福祉活動計画策定委員名簿	68
③策定委員会・作業部会経過	69



第1章 計画策定にあたって



1. 地域福祉活動計画策定の背景

近年、我が国の人口、経済、産業、文化などあらゆる分野で構造の変化が急速に進んでいます。これに伴い、少子高齢化や核家族化、電子メディア※の日常化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、地域社会の変化とともに、近所づきあいの希薄化、向こう三軒両隣による支えあうサポート力※の低下によるひとり暮らし高齢者の閉じこもりや孤独死、子育て家庭の孤立化、児童虐待など様々な社会問題が増加しています。このような地域社会の変容によってもたらされるさまざまな問題や課題に対して、従来の行政主導の「公的な制度」による対応だけでは解決が困難な状況になっているのが現状です。

そこで、住民同士の支えあい、助けあいの絆を深めるための支援とインフォーマル※なサービスの充実を図るための地域福祉※の向上が求められています。

こうした地域福祉の総合的な支援体制の確立と住民が主体となった福祉文化の創造を目指すべく、平成12年に社会福祉の基本法であった「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正されました。そして、この法の第4条で地域福祉の推進に努めることが規定され、第107条では地域福祉計画を策定することが法的に位置づけられました。

また、同法の第109条では、地域において住民や様々な機関・団体等と連携しあいながら地域福祉を推進していく担い手として社会福祉協議会が位置づけられており、地域における民間団体の主体として、その役割が期待されています。

このような背景から、全ての住民誰もが地域で安心して幸せな生活を送れるよう、住民がお互いに励ましあい、支えあう仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、その指針となる「美咲町地域福祉活動計画」を策定するものです。

用語説明

- ・電子メディア…インターネット、CD-ROM、電子ブック等の情報伝達手段
- ・サポート…援助、支援、支える
- ・地域福祉…地域社会を基盤にして、住民参加や社会福祉サービスの充実に基づいて福祉コミュニティを構築し、地域住民一人ひとりの生活の質の向上を実現していこうとする社会福祉の分野、方法
- ・インフォーマル…民間や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助

◎社会福祉法（抄） 昭和26年法律第45号

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 計画の性格

（1）計画の位置づけ

本計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して、“住民主体”の地域福祉を目指し、福祉ニーズ※や福祉課題の解決を目指して行うことを目的とした「民間の活動・行動計画」です。

また、社会福祉法に基づき町が策定する「美咲町地域福祉計画」（美咲町保健福祉総合計画（平成20年3月発行）のなかで、「地域福祉計画」を提示しています。）と地域福祉をめぐる現況や課題や解決に向けた取り組み方向を共有し、連携を図りながら“福祉のまちづくり”を推進しています。

（2）計画の期間

平成24年度を初年度とし、平成28年度を最終年度とする5か年を計画期間とします。

また、計画の進捗を把握し、社会情勢や福祉制度等の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うものとします。

用語説明

・福祉ニーズ…社会福祉援助において、人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態

3. 計画の策定体制・方法

(1) 計画策定組織による協議

地域福祉の推進に向けた協議を行うために、学識経験者、関係専門機関・団体、行政・教育関係者等で構成する「美咲町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、本計画の策定にあたっては、団体・施設へのヒアリングや地域座談会等でより広く住民の意見を聴取するとともに、計画の内容の検討を行いました。

(2) 福祉ニーズや地域課題などの把握

①各種団体ヒアリング調査

地域福祉に関する活動を行っている町内各種団体を対象に、活動状況や今後の意向等を把握し、福祉課題の整理等の基礎としました。

★ヒアリング調査の概要

実施時期	平成21年6～8月
対象団体	地域・高齢者関係（74団体） 青少年・子ども関係（11団体） 障がい児者関係（4団体） ボランティア・NPO関係（16団体）
方法	事前に調査項目（聞き取り内容）を示したシートを基に、インタビュー調査を実施
調査内容	・主な活動内容 ・活動を行ううえでの課題及び解決方法 ・活動を通じて感じている福祉ニーズ ・福祉活動等への参加を促進するために必要と思う取り組み等

②地域座談会の開催

一般住民や地域福祉の活動者を対象とした「地域座談会」を町内3地区（昼・夜の2回）で開催し、地域における福祉課題や地域福祉を推進するうえで必要な事項などの意見交換を行いました。

★地域座談会の概要

開催時期	平成21年12月
開催地区	中央地区 参加者数：20名 柵原地区 参加者数：44名 旭地区 参加者数：26名 延べ参加者数：90名
方法	グループによるカードワーク、意見交換
協議内容	・「ここに住んで良かったこと」 ・「困ったこと、気になること」 ・「5年後、こんな地域になったらいいな」



4. 社会福祉協議会

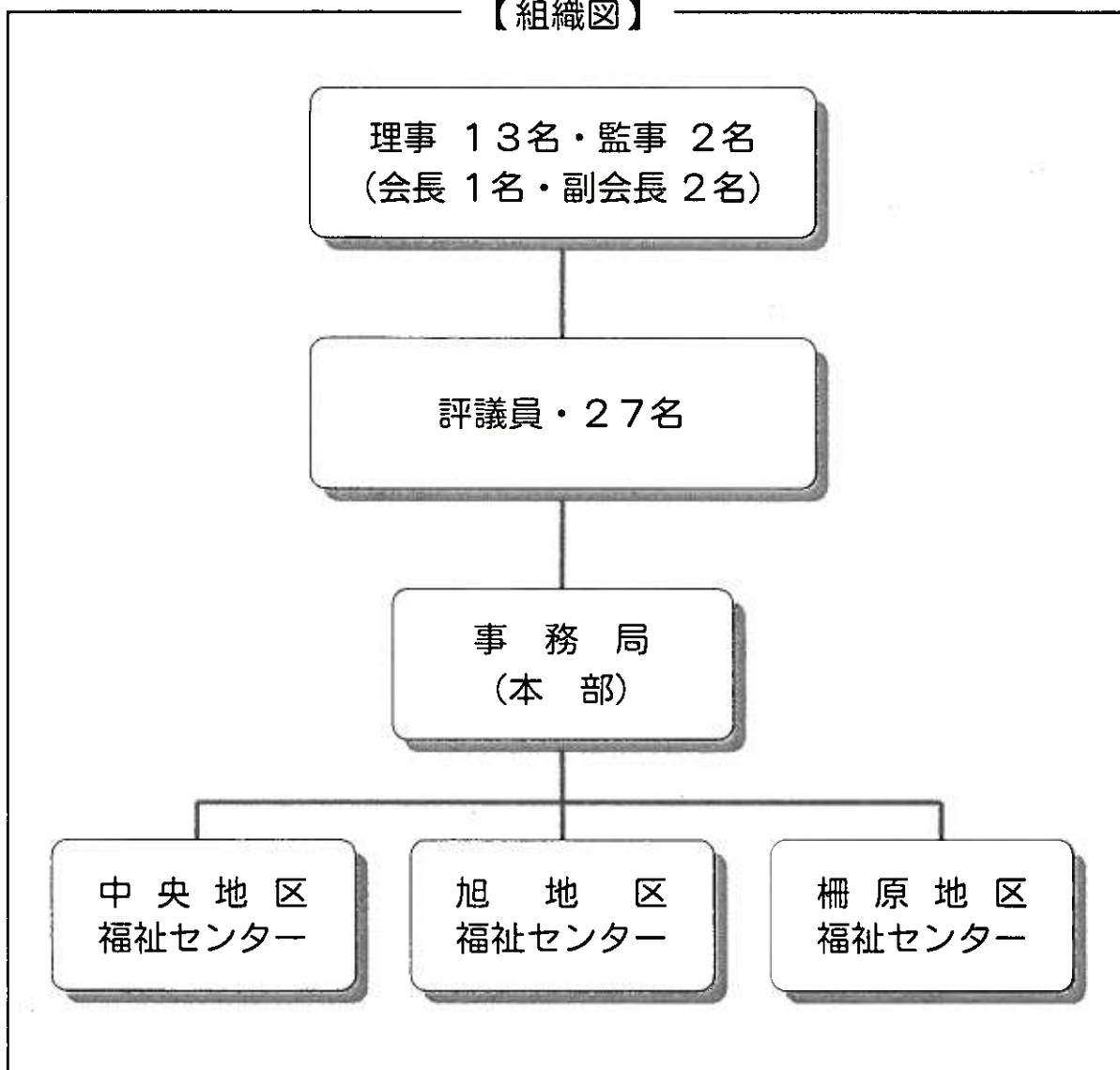
(1) 概要

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織（社会福祉法人）で、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されています。

①組織構成

美咲町社会福祉協議会は、久米郡内旧3町の合併に合わせて、平成17年6月1日に、旧中央町社会福祉協議会、旧旭町社会福祉協議会、旧柵原町社会福祉協議会の合併によって設立されました。

【組織図】



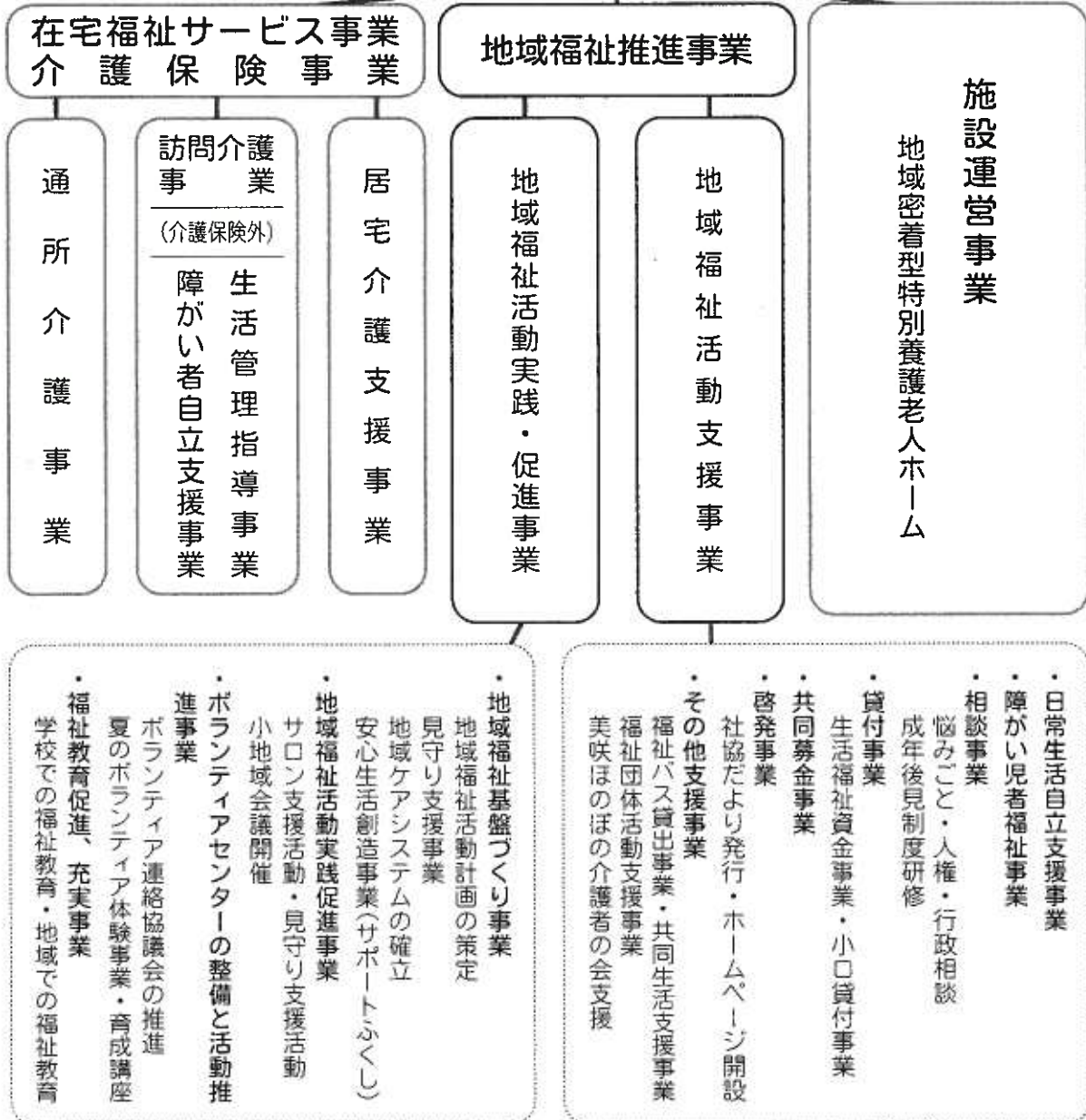
②活動推進の体制（事業体系図）

美咲町社会福祉協議会活動目標

「全ての地域住民が、住み慣れた地域において、安心して暮らせるようお互いが支えあっていく地域社会を築く」

基本方針

- ①公的福祉サービスと住民参加の福祉活動との連携による地域福祉の推進
- ②住民参加・協働による福祉社会の推進
- ③地域における利用者本位の福祉サービスの推進
- ④地域に根ざした総合的な支援体制の推進
- ⑤福祉課題の把握と新たな福祉サービスへの取り組み



③活動財源

社会福祉協議会の活動財源は、自主財源と公的財源の2種類です。自主財源としては、介護保険等の事業収入、寄付金（香典返し・篤志寄付）、共同募金配分金などがあります。また、公的財源として、岡山県や町行政の補助金及び事業委託金があります。



(2) 活動状況

①地域福祉基盤づくり事業

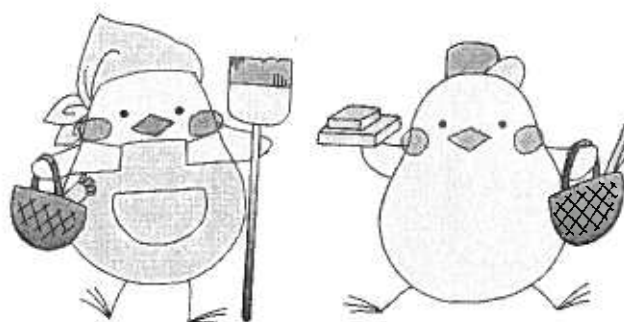
◎地域福祉活動計画の策定

高齢者・障がいのある方・子育て中の方などを含めて、全ての住民が安心して生活ができるまちづくりを目指すとともに、住民主体の活動計画を通じて、福祉のまちづくり意識の向上、福祉活動の実践、地域における問題解決能力の向上を目指しています。

また、地域に密着した事業を実践することを目的として住民参加のもと、住民自身が地域の生活・福祉課題を発見・共有し、専門機関及び団体と連携しながら取り組むための行動計画を策定し、その計画に基づき地域福祉活動を支援します。

②安心生活創造事業（サポート・ふくし）

少子高齢社会のなか、地域で孤立し、または孤立するおそれのある一人暮らし世帯等に対して定期的に訪問し、安否確認等の見守り、買い物支援及び生活に必要な情報提供等の生活支援を行うことにより、地域で安心して暮らせるよう支援しています。

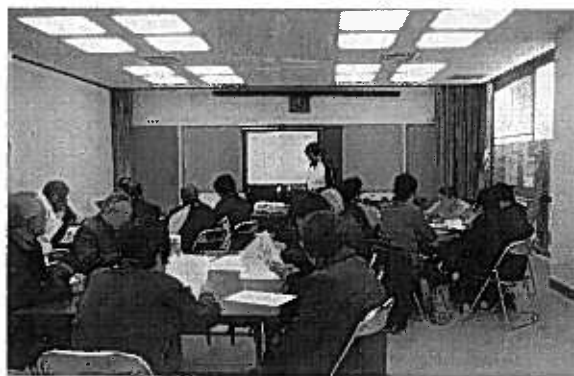


そのために、生活支援サポーターによる見守り、安否確認、日常生活上のちょっとした困りごとのお手伝いの提供。また、サポート会員店による買い物支援、見守り等の支援により、誰もが地域のなかで安心して暮らしていける仕組みづくりに努めています。

③地域福祉活動実践促進事業

◎サロン支援活動

地域に暮らす人が身近な場所に集まり、ふれあい交流を深めながら地域社会のつながりの場として、また相互のふれあい・支えあいの場としての「サロン活動」の支援育成を行っています。また、この活動を通じて「困った時にはお互いさま」で



支えあえる地域づくり、仕組みづくりを支援しています。

◎サロン代表者研修会

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるためのふれあいと支えあいの仕組みづくりとして、これまでの「ふれあい・いきいきサロン」の活動を、昔ながらのご近所・近隣同士の助けあい活動を現代版に置き換えた、地域住民とともに“地域での孤立や閉じこもりの防止”と“生活・福祉課題の早期発見の仕組みづくり”（ご近所福祉ネットワーク活動※）に展開していくための、活動実践者のフォローアップ※をしています。また、サロン活動を続けていくための後継者の担い手づくりにも努めています。

◎見守り、支えあいのネットワークの構築

生活支援サポーターや地域の民生児童委員、自治会代表者、様々な福祉活動をしている人・組織と連携し、地域住民の生活・福祉課題や困りごとの相談対応・発見（声掛け・見守り）、関係機関、専門機関等への連絡、地域での様々な福祉活動への参画・協力、「福祉の心・意識」の醸成、啓発活動等を行っています。

また、地域における様々な生活課題について、住民自らが気づき、それを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動していく住民の主体的な支えあいのネットワークづくりを基に、生活支援サポーターや地域の民生児童委員、自治会代表者、様々な福祉活動をしている人・組織とネットワークを形成し、両者の連携のもとで、地域・家庭のなかで、安心して暮らしていける、お互いに支えあう地域づくりに努めています。

用語説明

- ・ご近所福祉ネットワーク…住民相互の見守り・支えあい活動や日常生活の支援を行う活動
- ・フォローアップ…現状の見直しとともに、さらに必要な知識・スキルの習得などをおこなう

④ボランティアセンターの整備と活動推進事業

ボランティアセンターは、社協が取り組む地域住民の福祉活動や地域の様々な関係団体とのネットワークを生かし、住民のボランティア活動への参加を啓発し、地域の福祉ニーズをボランティアの支援に結びつける役割を担っています。更にボランティア活動を行う住民や団体への支援に取り組むなど、ボランティア活動を推進する拠点であることを認識し、ボランティアセンターの整備を図ります。

ボランティアセンターの機能として、下記の4つの項目を推進します。

- i ボランティア活動の情報把握・提供
- ii ボランティア活動の啓発、きっかけづくりの支援
- iii ボランティア活動する個人・団体への支援と推進基盤の整備
- iv ボランティア活動推進のネットワークづくり

◎ボランティア連絡協議会の活動支援

ボランティア活動を行う個人及び団体等の活動及び相互の連携・交流を図ることを支援しています。

◎夏のボランティア体験

ボランティア活動に関心のある人に社会福祉施設・機関でのボランティア体験を通じ、社会福祉についての理解を深めると同時に、さまざまな出会いの中から新しい発見や「共に生きていく」視点について考える機会を提供しています。



⑤日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な方との契約に基づき、福祉サービスの利用援助及び金銭管理等を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援しています。

⑥福祉教育促進・充実事業

福祉教育は、社協活動のあらゆる場面で発揮されています。なかでも、ふれあいサロン、小地域ネットワーク活動、支えあいの地域づくり活動などは、『福祉教育の現場』そのものであり、このような活動において「お互いささえあう・共に生きる」という意識の醸成に努め、地域福祉を推進しています。



◎学校での福祉教育

福祉教育の理念である地域の福祉課題・生活課題を素材に多様な学習・体験場面を展開することにより、「誰もが住みよいまちづくり」に向けた関心や参加意欲を高めます。



地域住民自らの活動実践を通して、「共に支えあって生きる心」や「自分たちの住んでいる地域の福祉課題・生活課題を解決していく力」を育み、子どもたちも地域の構成員として自覚を持ち、自分たちが暮らしている地域の福祉活動推進の“役割”を担えるように支援しています。

◎地域での福祉教育

人の身体は思わぬ病気や事故・加齢による変化から、日常生活の中で不便が生じた時、身近な生活を広げる“小さな福祉用具（自助具）”を使うことで不便さを補うことができるよう日常生活動作のサポート支援のための講座を開催しています。



⑦障がい児者福祉事業

在宅の障がい児者が、地域において安心して生活でき、活動ができるよう当事者や本人の会の企画を支援しています。



⑧相談事業

◎中央、旭、柵原3地区で、なやみごと・人権・行政相談

相談窓口を設置し、地域住民が抱える福祉課題や生活課題について、相談・解決する場を提供しています。

◎成年後見制度※研修、学習会

年齢や障がいに関わらず相談を受け止める仕組みづくりや身近なところで必要なときにいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実を図っています。

また、判断能力が低下した住民の相談を受け止め、継続的な支援を行うために相談を受ける側の資質向上を図っています。

今後は、社会福祉協議会として、認知症の方、知的障がい・精神障がいのある方など判断能力の低下した方々が、在宅で安心して生活できるよう支援していくために、この制度が使いやすいものとなるように努めていきます。



⑨貸付事業

◎生活福祉資金相談

岡山県社会福祉協議会が実施する国の制度であり、低所得者・障がい者・高齢者等を対象に、生活福祉資金の貸付相談窓口として必要な援助・指導をおこなっています。

◎小口貸付相談

美咲町社会福祉協議会が実施する貸付制度であり、生活困窮者を対象に、一時的な貸付を必要とする場合に生活費等の貸付を行ない福祉の向上に努めています。

用語説明

・成年後見制度…判断能力の不十分な者を保護するため、本人のために法律行為をおこなう、または本人による法律行為を支援する者を選任する制度

⑩共同募金事業

美咲町社会福祉協議会が、岡山県共同募金会美咲町共同募金委員会事務局となり、毎年10月から12月にかけて自治会長などの協力のもと、町内の各戸、企業などに募金をお願いし、地域福祉の増進に役立てています。

集まった募金は、福祉団体・地域団体やボランティア団体・NPO等に助成されるとともに、町の地域福祉活動にも活用されています。



⑪啓発事業

◎社協だより発行

広報誌「みさき社協だより」を毎月発行しています。

◎ホームページ開設

地域住民に少しでも社会福祉協議会の活動について知ってもらうため、情報提供を行い、地域福祉活動に興味・関心が持つことができるように開設しています。



⑫その他福祉事業

◎福祉バス貸出事業

福祉団体等が福祉活動を目的とする場合に、活動を支援するために福祉バスの貸し出しをおこなっています。

◎共同生活支援事業

一人暮らしの高齢者等が、共同生活施設「友愛荘」において、共同生活が送れるよう支援しています。また、災害等緊急時に避難施設としても活用しています。



⑬在宅福祉事業

介護保険事業等として、通所介護事業（デイサービス）、訪問介護事業（ホームヘルプサービス）、障がい者福祉サービス、居宅介護支援事業を実施しています。

◎通所介護事業

要介護状態にある介護保険サービス利用者が、可能な限りその居宅において安心して日常生活を営むことが出来るよう支援していくために、通所介護事業（介護給付事業・予防給付事業）を実施しています。

◎訪問介護事業

要介護状態にある介護保険のサービス利用者が、可能な限りその居宅において安心して日常生活を営むことが出来るよう支援していくため、訪問介護事業（介護給付事業・予防給付事業）を実施し、介護保険の対象にならない高齢者の日常生活を支援していくため、町の委託によって、「生活管理指導事業」を、さらに「障がい者自立支援事業」により、障がい児者の訪問介護サービス事業を実施しています。

◎居宅介護支援事業

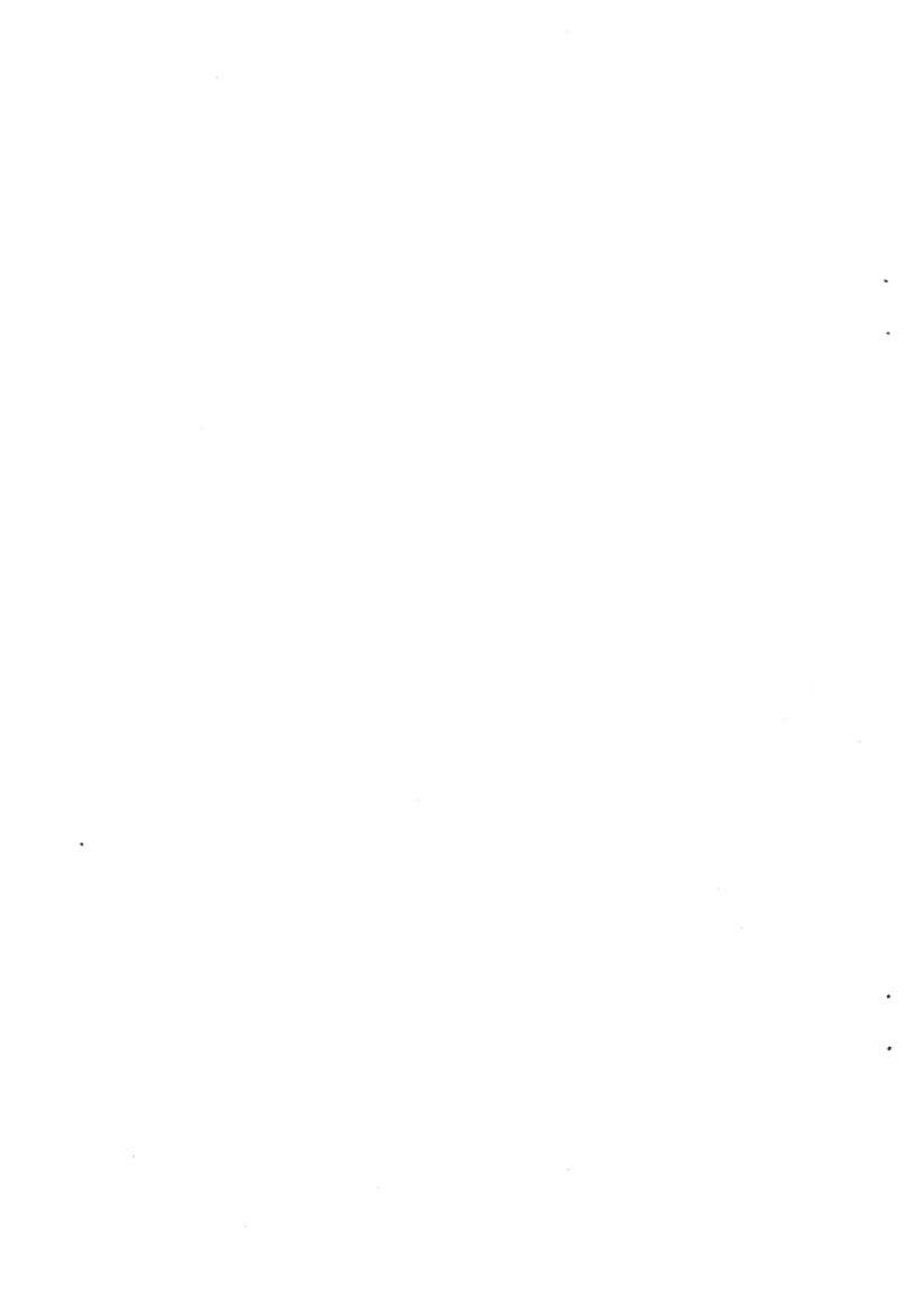
介護保険によるサービスが適切に利用できるよう、相談援助、介護認定の申請手続きや更新手続きの申請を代行、介護サービス計画（ケアプラン）の作成し、在宅介護を支援しています。

⑭施設運営事業

在宅で、自立した生活を送ることが困難となった高齢者が、尊厳をもって可能な限り住み慣れた地域で安心してその人らしく生活していけるよう施設サービスを提供しています。明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視し、地域に開かれた施設運営に心掛けています。



第2章 地域の状況



1. 概 要

(1) 人口・世帯の状況

美咲町の総人口は、平成22年8月31日現在の国勢調査※資料によると、15,642人（住民基本台帳人口）となっており、平成2年と比較すると3,330人の減、平成12年から10年間に、約2,000人も減少しております。

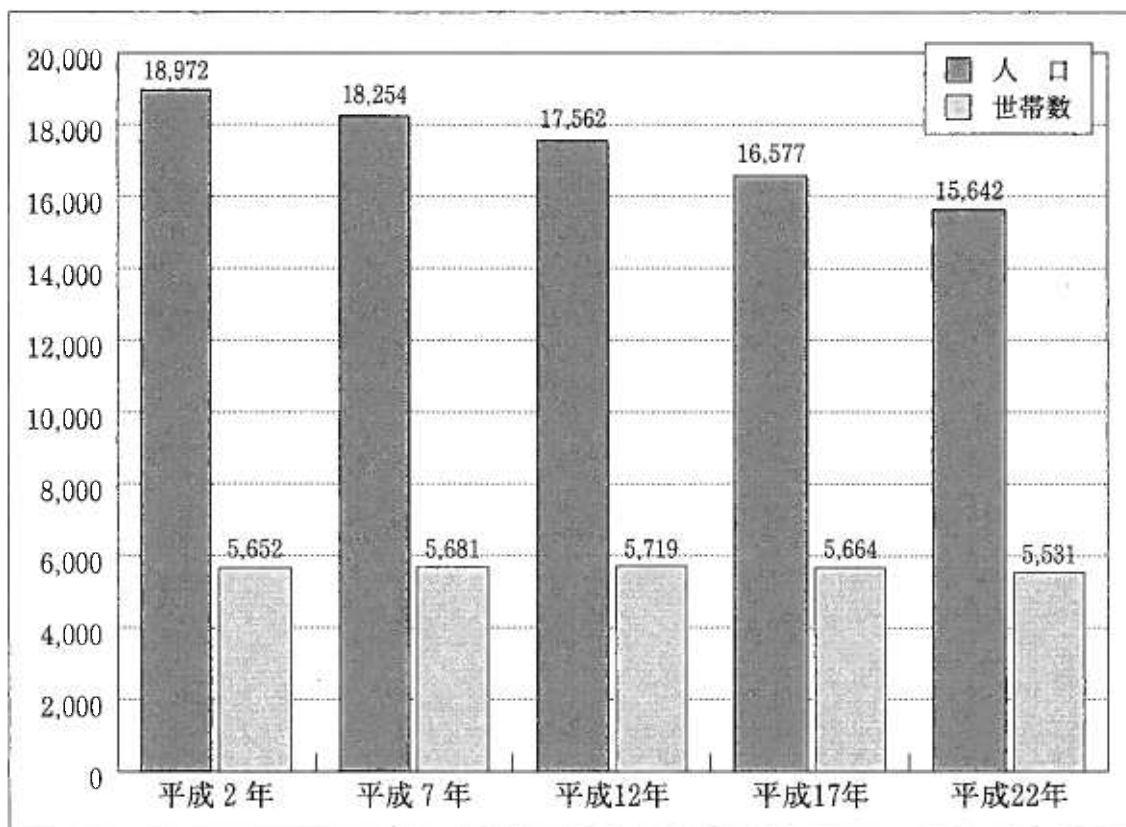
また、世帯数の様子を見ると、町全体では平成2年の5,652世帯から平成22年の5,531世帯と減少がみられます。（表Ⅰ）

その内訳を平成12年と平成22年で比較すると、0～14歳人口は478人減少し、65歳以上人口は、ほぼ横ばいであるものの、少子化現象は進行しています。（表Ⅱ）

高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）については、平成2年では23.5%でしたが、平成22年は34.4%となっており、着実に高齢化も進行しています。

（表Ⅲ）

（表Ⅰ 人口及び世帯数推移）

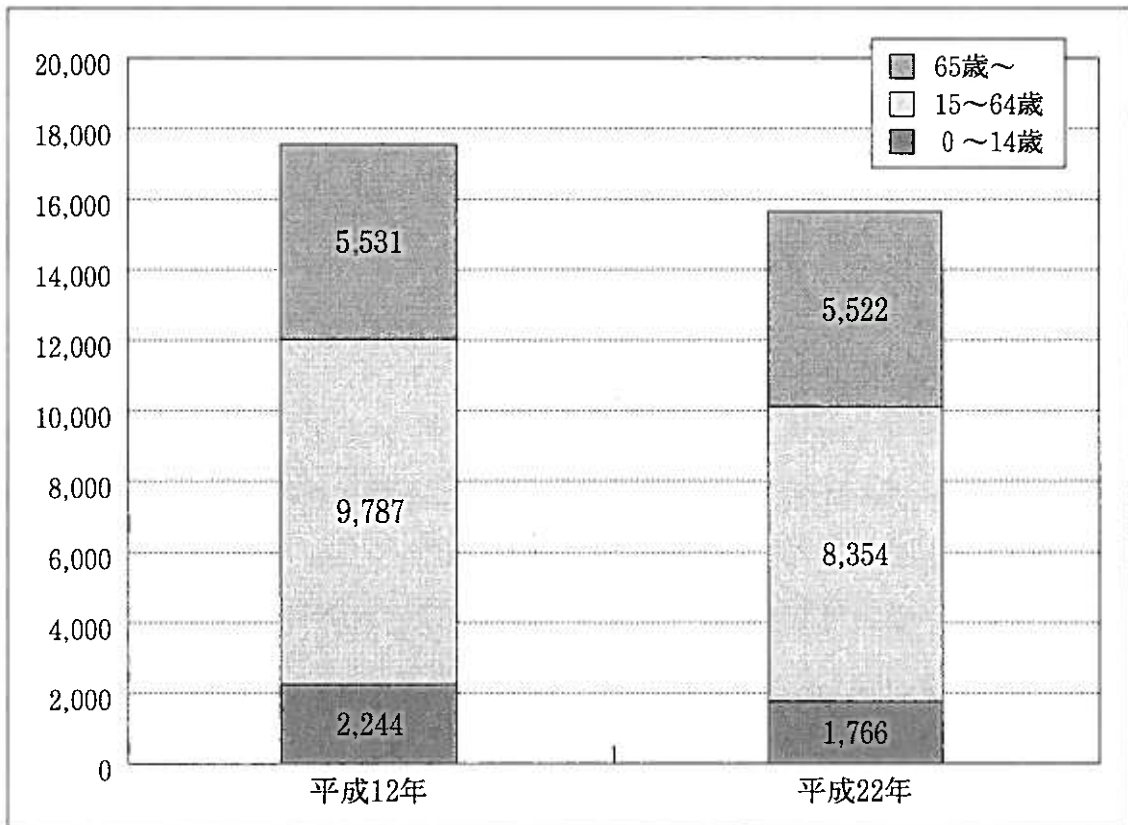


用語説明

・国勢調査…ある時点における人口及び、その性別や年齢、配偶の関係、就業の状態や世帯の構成といった「人口及び世帯」に関する各種属性のデータを調べる「全数調査」

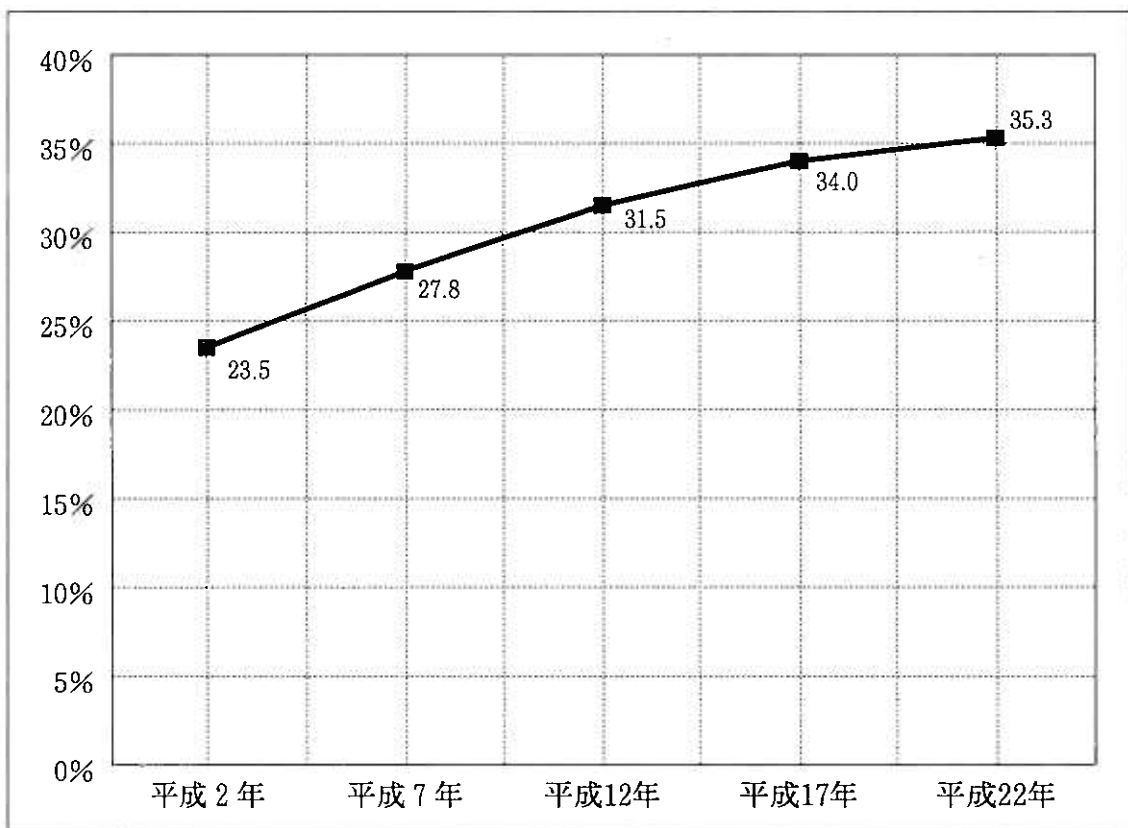
(表Ⅱ 年齢3階級別人口推移)

(単位：人)



(表Ⅲ 高齢化率推移)

(単位：人)



(2) 高齢者の状況

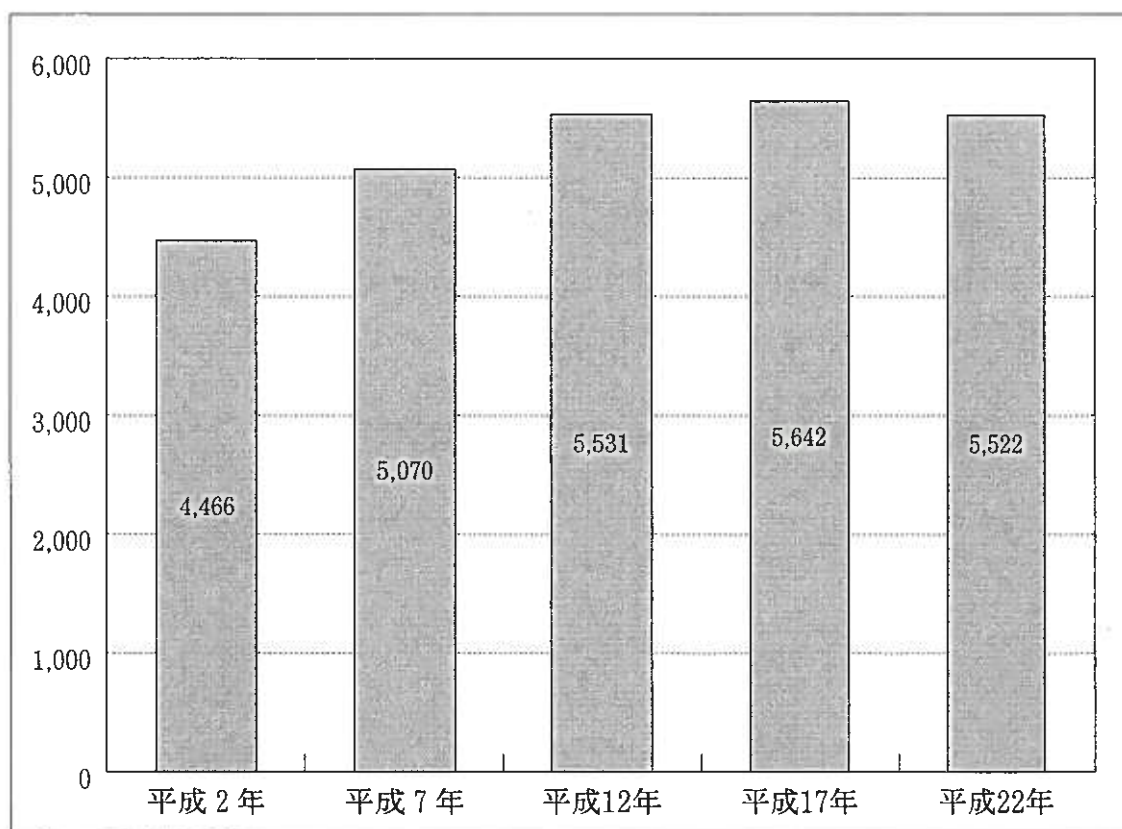
高齢化の様子を国勢調査の結果で見ると、高齢者数（65歳以上）は平成2年の4,466人から平成22年では5,522人と1,056人増加しています。（表Ⅳ）

また、高齢化率は、町全体では平成2年の23.5%から平成22年では35.3%と高く推移しており、地区別においても、全ての地区で平成2年から10%以上増加しています。（表Ⅴ）

平成22年8月31日現在の65歳以上人口の内訳は、65～74歳の前期高齢者が2,192人、75歳以上の後期高齢者は3,330人で、構成比は前期高齢者39.7%、後期高齢者60.3%となっています。

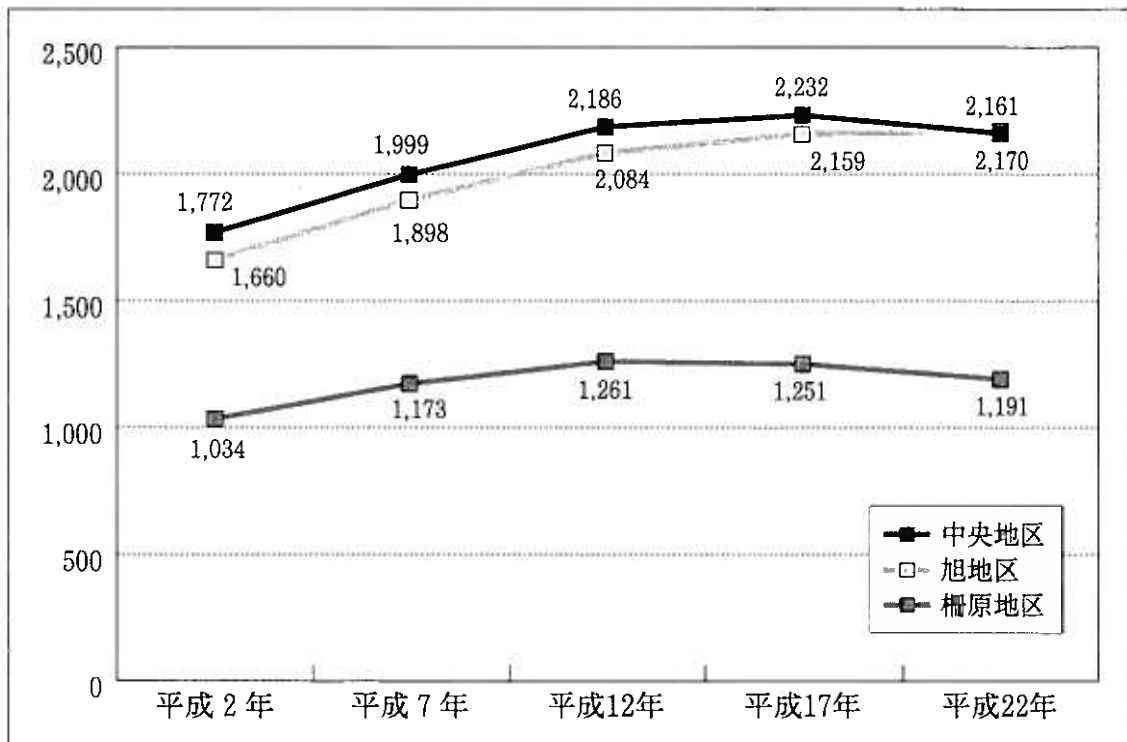
(表Ⅳ 町全体高齢者数推移)

(単位；人)



(表V 地区別高齢者数推移)

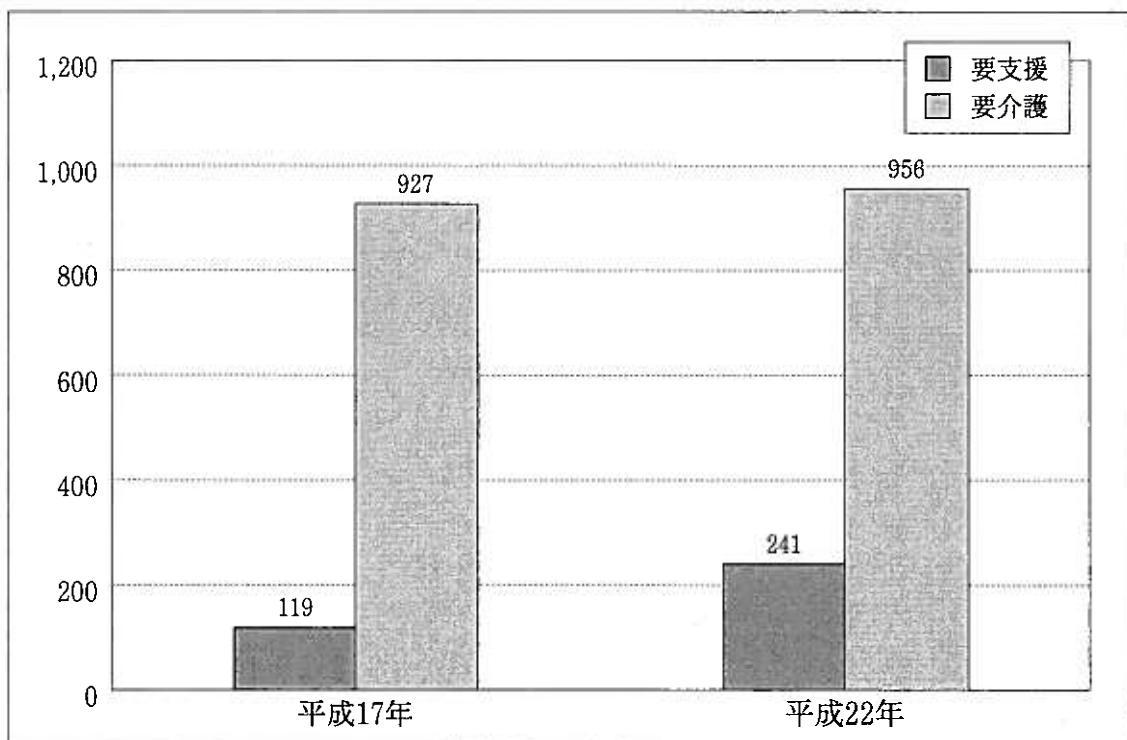
(単位；人)



一方、介護保険制度における要支援・要介護認定者については、平成17年は、要支援認定者119人、要介護認定者は927人で合計1,046人、平成22年では、要支援認定者241人、要介護認定者956人の合計1,197人となっています。(表VI)

(表VI 介護保険制度 要支援・要介護認定者数推移)

(単位；人)



次に障がい者の状況ですが、美咲町における障がい別の統計においては、以下の数値になっています。しかし、各手帳を持たない方もおられることから、現数値より若干多いと考えられます。

①身体障がい者（児）

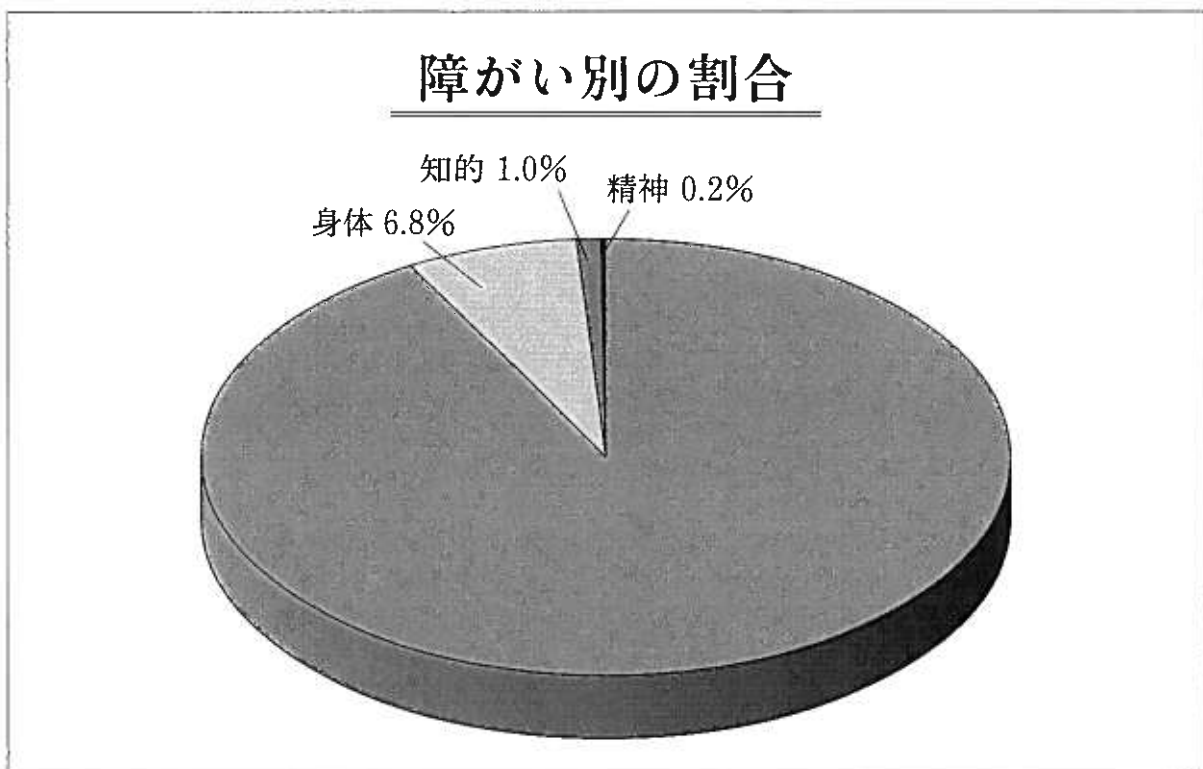
身体障がい者手帳所持者数は、平成22年4月1日現在1,067人で、総人口に占める割合は、6.8%となっています。

②知的障がい者（児）

療育手帳所持者数は、平成22年4月1日現在155人で、総人口に占める割合は、1.0%となっています。

③精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成22年4月1日現在36人で、総人口に占める割合は0.2%となっています。



2. 地域課題・福祉課題の把握から本計画策定の流れ

(1) 地域課題及び福祉課題の把握

地域福祉に関する活動を行っている町内各種団体を対象にヒアリング及び一般住民や地域福祉の活動者を対象とした「地域座談会」を開催し、地域福祉を推進するうえで必要な地域における地域課題や福祉課題を把握しました。

(2) 課題整理

把握した様々な地域課題や福祉課題から、策定委員それぞれがキーワードとなる項目を挙げ、さらに共通する事項を抽出（共通認識）し、15項目に整理しました。

キーワード	抽出課題・問題点
①障がい児・者	<ul style="list-style-type: none"> ・レクレーションへの参加が難しい ・同じ境遇の仲間が欲しい ・居場所づくりが大変である ・一人で過ごすことが多い ・相談支援の場がない ・職場体験の場が少ない ・地域の理解が少ない ・公共交通機関が不便と感じる ・高校卒業から20歳までの支援サービスがない ・サービス料金、有償運送の費用が高くて利用しづらい ・成年後見制度等の利用について不便さを感じる ・学校、保育園等の受入れ体制に問題があると思う ・町の療育に対する取り組み姿勢が弱いと思う
②ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢のため、草刈り等のボランティアを頼みたい ・障がい者支援のボランティアが欲しい ・どこへ・どのように依頼したらいいか分からない ・ボランティアの利用の仕方が分からない ・若い人たちにボランティア活動をして欲しい ・ボランティア活動をしたいが、どうすればいいか分からない ・ボランティア団体として、活動をPRしたいが、PRの場が少ない。また、PRの仕方がわからない
③若者定住	<ul style="list-style-type: none"> ・アパート代の補助、医療費の無料化などの施策では、定住を望めないように思う ・行政施策が、住民ニーズに適していないように感じる ・移住者と地域住民との接点が少ない ・親への依存が強いように思う。家族愛が希薄のように感じる ・結婚していない後継者多いと感じる。出会いの場が少ない。

④子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な所に相談できる場所がない ・子育ての不安等を相談できる相手（サポーター）がいない ・子どもに限らず、親への精神面での支援が必要だと思う ・「ゆとり教育」のはき違えがあるように感じる ・家庭内、親子間でのコミュニケーション不足を感じる ・子ども会の減少。塾・習い事、スポ少等子どもに関わる行事が多すぎて、地域で子ども同士での活動が希薄になっている ・子どもの企画ではなく、親が立てた計画で子どもたちが活動しているように思う。異年齢間の交流・活動が出来てない ・季節行事、地区行事が少なくなり、地域の中での交流の機会が薄れているように感じる
⑤居場所・役割 ⑥つながり・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な所に集まる場所が少なくなった。また、場所があっても高齢等により足腰が弱くなったり、車の運転が出来なくなり行くことができ難くなっている ・こども110番、電話利用などの看板やシールは見かけるが、十分に活用されているのか疑問を感じることもある ・地域の集会所等の施設整備が十分でない。また、施設・環境整備の負担が、地元・地域でおこなうにも限界がある ・高齢者、障がい児者が使用することが出来難い公共施設が多いように思う ・空き店舗を活用したいが、空っぽでは使い難いので誰かに居て欲しい ・地域のリーダーが不足している ・高齢者、障がい者や子ども等への接し方が分らない
⑦施設・住み家	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な所に、スポーツ施設が少ない ・子どもが遊べる公園などが少ない ・JA支所が減少し、お金の出し入れ、物品購入が難しくなった ・近くに飲み屋、娯楽施設がなくなった ・高齢者の気の合う者同士で、共同生活をしたい ・人口が減り、隣が遠くなり不便になり、また不安でもある
⑧健康・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・近くに入院ができるような大きな病院がない ・病院が近くになくて、通院するのも不便である ・緊急時の対応に時間がかかる ・急な体調悪化が心配である ・認知症になっていることを子どもが認めようとしない ・閉じこもり・うつ病等には、メンタル的なケアが大切だと思う
⑨-1 高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ・老夫婦世帯、一人暮らし世帯が多くなった ・一人暮らしの夜が不安だ。安否確認をするのが難しい ・近所も高齢者や一人暮らしなので、頼れない ・元気老人の健康維持ができる場所が欲しい ・農業の後継者が少なくなった ・高齢者が多く、地区の草刈り等の人出が足りない ・車イスでの外出が出来ないので、サロン等に参加できない ・車の運転が、いつまで出来るか不安である ・介護サービスが少ない

<p>⑨-2 少子化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが少なく、地域に小学生がいない ・将来的に地域が寂しくなる。地域が衰退する ・若者が流出する⇒少子化が進む ・若年層の働く場所が少なく、過疎化で子どもが少ない ・後継者がいない ・結婚しない傾向にある ・子ども同士遊ぶことが少なくなったように感じる
<p>⑩利便性・交通機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近くに商店、スーパー、コンビニがない ・遠くに行かないと食材、日用雑貨品が買えない ・何をするにも自家用車がないと身動きがとれない ・送迎を頼める人が、近所にいない。昼間は、働きに出ているので家族にも頼めない ・高齢者等の「足」の確保に努めてもらいたい ・生活上の手続き等で困っている⇒金融機関等が近くにない ・地域活動に参加したくても歩けない。歩くことができない ・公共交通機関を、住民にとって便利なものにして欲しい ・巡回バスのルートを見直して欲しい ・高校生をバス停、学校まで送ることが大変⇒通学が不便である ・乗合タクシーを利用したい ・子ども等も自家用車で移動することが多くなり、地域のなかでのふれあい・交流が少なくなった ・道路が狭い。冬に道路が凍って危ない
<p>⑪環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(高齢化、人口減により)道路の草刈り、倒木処理が大変である ・道路のカーブ等に落ち葉・枯れ葉が溜まって危ない ・放置田畑が増え、農地・山林の荒廃が進んだ ・空き家が増えて、地域が寂しくなった ・豊かな自然、田畑を守りたい ・猪、害虫(ムカデ・蛇)による被害が多くなったように思う ・山林の手入れが出来てないので道路の日当たりが悪い ・雪道が危ない。山間部の道路整備が不十分だと感じる ・温暖化による、先々水不足等が起きるのではと心配になる
<p>⑫文化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での行事が少なくなっているように感じる ・地域の行事に若い人達にもっと参加して欲しい ・子どもの行事には参加するが、地域の行事に参加しなくなった ・地域のお祭りに、神興も出せなくなってきた ・高齢者等も足腰が弱くなり、行事に参加しづらくなっている ・旧町独自の行事がなくなり、楽しみが減った ・常会等の集まりが少なくなった ・地域の文化が廃れているように感じる ・墓の守りが出来なくなっている ・地域ブランドをつくり、地域・町を元気にしたい ・住民が使える、文化施設・運動施設が少ない
<p>⑬相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者やその活動に対し、地域の協力・交流が欲しい ・「障がい」について、理解を深めるような場が少ないように思う ・発達障害等の個々のケースに保育支援を望みたい ・地域の人と仲良く助けあっていきたい

	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間みんな働きに出て、地域に人が少なくて不安だ ・高齢化により、地域の役が一人に集中してしまう ・子どもが、インターネット・ゲームに興じて外遊びをしなくなった。閉じこもりの子どもがふえたように感じる ・相談窓口がわからない ・若い人の相談を受ける場所がない ・家族に相談しても相談にのってくれない ・相談、話が分かるひとが欲しい ・頑張り過ぎてSOSが出せない ・弱音を吐くことが出来ない ・役場の書類が難解で、提出することが遅れる
⑭情報	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯には情報が届き難い ・情報を知ることが早い人と、そうでない人との差が大きい ・インターネット、コンピューター等の使い方が分らない ・インターネット等が進み、家に閉じこもるようになった ・IT技術を活かし、町・地域の魅力を発信することを考える ・情報が多すぎて、自分で選べなくなっている
⑮-自主防災	

次に15項目のキーワードの抽出した課題を、同じような課題にまとめながら、活動目標を検討しました。

キーワード	活動目標
①障がい児・者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交流の機会づくりをしよう 2. 支援体制（自立へ向けて）をつくろう （就労支援について考えよう） （情報提供の仕方について考えよう） （個々の障がいについて知ろう）
②ボランティア活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアの育成をしよう 2. ボランティアセンターの充実を図ろう （ボランティアのコーディネート） （情報提供の方法について考えよう）
③若者定住	<ol style="list-style-type: none"> 1. 魅力ある町づくりをしよう（住環境の整備） 2. 働く場所づくりをしよう
④子育て	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育ての環境づくりの整備 （子どもの声は、地域を生き生きさせる） （環境を整えよう）・（相談の充実） （親も地域も一緒になって考えよう） （地域に根づいた施設、集中型ではない） 2. 交流の機会・場づくりをしよう （地元で育てよう、少人数の関わりで） （福祉教育ゾーンが旧村単位であればよい） （時間のゆとり）

	<p>* 買い物を便利に⇒⇒⇒商工会との連携を図る (地産地消につとめよう)・(近くの店で買い物しよう) (買い物ツアーを計画しよう)・(移動販売を考えよう)</p>
⑪環境	<p>1. 豊かな自然を守ろう (農地荒廃を防ぐ手段) (連携地域を拡大しよう)</p> <p>2. 都市生活者への田舎暮らしを斡旋しよう (行政・商工会等との連携強化)</p>
⑫文化	<p>1. 文化の継承</p> <p>2. 町のイメージアップを図ろう (町民一人ひとりが広告塔ex.車に卵かけごはんのステッカーを貼る)・(アートデザインを取り込む)</p>
⑬相談支援	<p>1. いつでも相談できる場所をつくろう (ニーズの継続的把握調査) (ワンストップ、出前相談等の充実) (成年後見制度等の仕組みづくり)</p>
⑭情報	<p>1. 情報の入手しやすい体制をつくろう (情報伝達は、分りやすく、迅速に) (情報機器は、扱いやすく、便利に)</p>
⑮自主防災	

これら、キーワード、抽出課題、課題目標等を検討していきましたが、本計画の目指すものを明確にすべく基本理念の検討をしました。

(3) 基本理念の検討

15項目のキーワードには、それぞれ多様な課題があり、課題解決や良くしていくためにどのような活動目標が必要になってくるかを検討するには、まず、本計画を策定するにあたり、美咲町でどのような福祉のまちづくりを目指すか、大きなイメージを持つ必要があることから、基本理念を検討しました。

基本理念 (案)

- ・住んでみたい町づくり
- ・ゆとりと魅力のある町づくり
- ・ふれあい豊かな美咲町
- ・たまごかけご飯でつながるいなか暮らし
- ・いつでもどこでもだれでも笑顔の町づくり
- ・みなで美しく咲く町づくり
- ・豊かな自然と共に生きる町みさき など

(4) 基本目標の設定

基本理念の検討後、その理念に近づくにはどのような目標を掲げるか、課題からまとめた活動目標を参考に、大きく分類し、美咲町において最も必要とされる大きな4つの柱を検討しました。

基本目標

基本目標 **1** “出会い、ふれあい、交流、思いやり”
⇒ 「ふれあい支えあう郷づくり」

基本目標 **2** “安全安心、便利、住みやすい”
⇒ 「安心して暮らせる郷づくり」

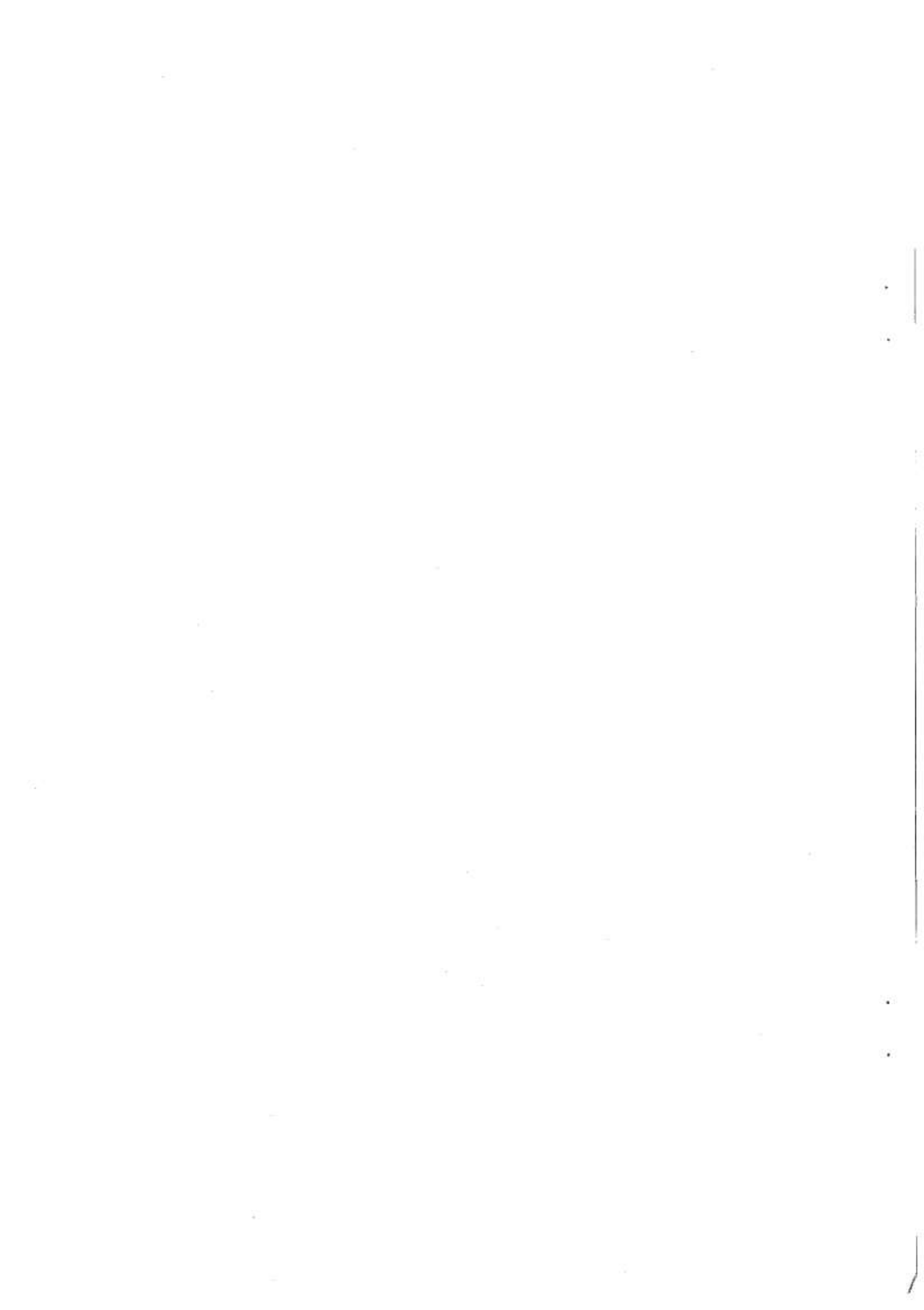
基本目標 **3** “子育ての環境づくり”
⇒ 「のびのびと子どもが育つ郷づくり」

基本目標 **4** “人材育成とボランティア活動”
⇒ 「助けあい共に育つ人づくり」

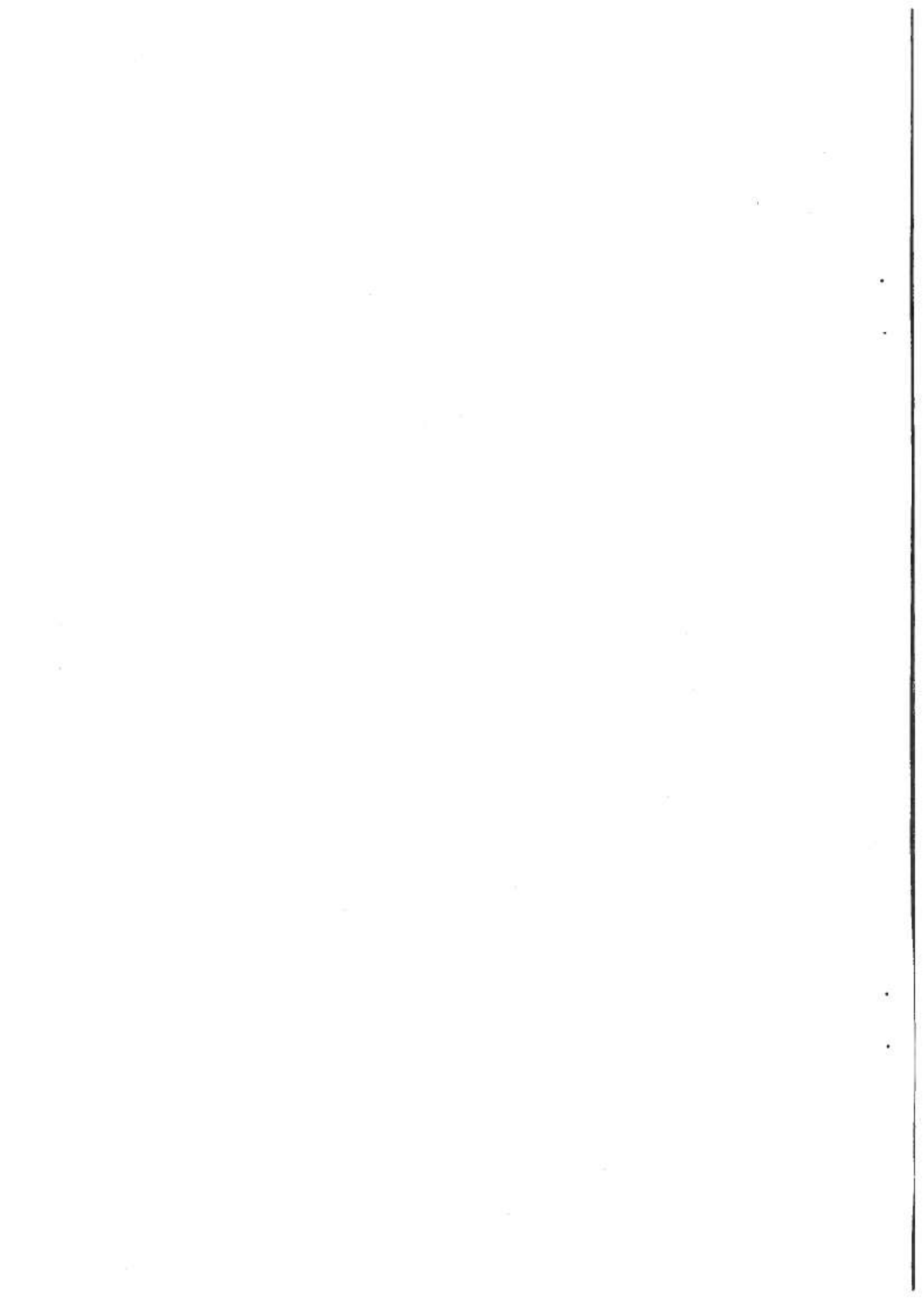
(5) 活動目標及び推進事業の設定

基本目標を達成するために、再度、それぞれの基本目標に応じた活動目標について検討し、設定しました。

また、活動目標を達成するために、社会福祉協議会と行政・関係機関等が連携しながら住民主体で地域福祉活動をすることができる事業案を検討し、それぞれの事業案をもとに、共通する事項を抽出し、重点的に推進・取り組む事業を設定しました。



第3章 基本理念・基本目標



1. 基本理念

本計画は、地域住民の生活課題・生活要望に対応できる公・民のしくみを、「住民主体」を基本として、そこに生活する地域住民が主体的・積極的に創っていくことを目指します。

従来の、行政主導、あるいは行政に依存する形のまちづくりではなく、地域住民自身が主役となって推進していく“住民の、住民による、住民のための”まちづくりを目指していくものです。

支えあい・助けあいながら人と人との交流、地域と地域の交流を深め、小さな子どもから高齢者まで、また障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れたこの美咲町で安心して共に心豊かに暮らしていけることを目指します。

本計画の「基本理念」を次のとおりとします。

あつまって

「みんな きんちがい “きみ” でつながるまちづくり ゆとりゆとりと笑顔で助けあう郷まちみさき」

ここで「“きみ”」とは、相手を意味する言葉「君」と美咲町の観光名物である卵かけごはんの卵の「黄身」をイメージしております。

また、黄身の「黄色」と「幸福」を合わせた「黄福」という言葉があり、住民の“つながり”と“しあわせ”という意味が込められています。

「ゆとりと笑顔で助けあう郷」とは、美咲町は豊かな自然に囲まれて心癒される場所です。一人ひとりが助けあう気持ちは、この自然から生まれてくるものだという思いを込めて「ゆとりと笑顔」の郷づくりを目指します。

2. 基本目標

本計画では、地域座談会や関係団体のヒアリングで出された課題や解決策のアイデアをもとに、今後目指すべき4つの基本目標を設定しました。

基本目標 1

ふれあい支えあう郷づくり

自治会単位や小学校区単位など、身近な地域で支えあい・助けあえるまちを目指し、異世代間の交流や集まりやすい環境づくりなどに努めます。

基本目標 2

安心して暮らせる郷づくり

地域で暮らす全ての人々が安心して生活を送ることができるまちを目指し、近所で見守り活動の活性化や困りごとなどの相談体制整備、防災・防犯対策などに努めます。

また、地域情報や福祉情報などきめ細やかな情報伝達に努めます。

基本目標 3

のびのびと子どもが育つ郷づくり

地域で安心して子どもを産み育てるとともに、子どもがすくすくと育つまちを目指し、地域のみんなで子育てを支える意識づくりと子育てに関する相談やニーズに対応できる体制整備など、子どもが安心して健やかに成長できる環境づくりに努めます。

基本目標 4

助けあい共に育つ人づくり

誰もが生きがいをもって、いきいきと暮らせるまちを目指し、ボランティア活動や生きがいづくり活動の場所の確保や機会の拡充をはじめ、コーディネート機能の充実、人材育成に努めます。

また、福祉に対する意識づくりのため福祉教育などに努めます。

基本理念

あつまって

みんな きんちやい “きみ” でつながるまちづくり
自然と笑顔で助け合う郷みさき

基本目標 1

ふれ合い支え合う
郷づくり

活動目標

- ① 交流の機会づくり
- ② ふれあいの場所づくり
- ③ 集まりやすい環境づくり

基本目標 2

安心して暮らせる
郷づくり

活動目標

- ① 地域と人を守るシステムづくり
- ② 近所福祉のネットワークづくり
- ③ 情報のネットワークづくり

基本目標 3

のびのびと子どもが
育つ郷づくり

活動目標

- ① 気軽に相談できる支援体制づくり
- ② 気配り目配りができる関係づくり
- ③ 情報提供やニーズに対応できる体制づくり

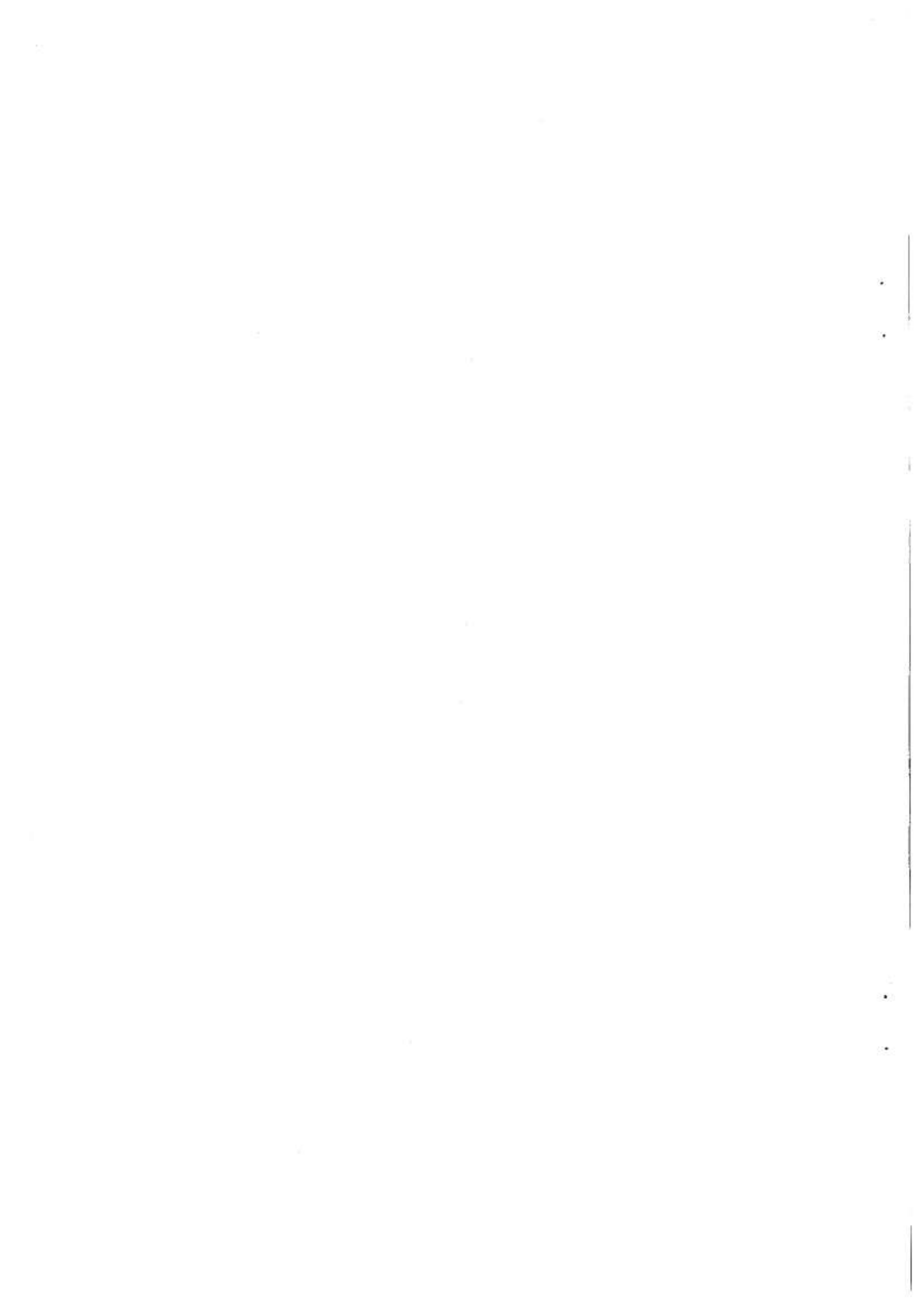
基本目標 4

助け合い共に育つ
人づくり

活動目標

- ① ボランティア活動の推進
- ② 福祉の心を育てよう(福祉教育)

第4章 実施計画



基本目標 1

ふれあい支えあう郷づくり

近年、核家族化の進行や人々の生活様式の変化により、近所付き合いが希薄となりつつあります。昔から「向こう三軒両隣」といったように、近所付き合いなど、身近なところでのつながりが地域づくりの基本となります。お互いの顔がわかり、ともにふれあいながら地域の中での連帯感を深めることは地域の福祉力を高め、さまざまな地域の課題を解決する糸口となります。

地域のつながりをつくるうえでは、住民一人ひとりが声かけやあいさつなど、身近なところからの交流やふれあいを大切にするとともに、誰もが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に参加できるようにしていく必要があります。

そこで、以下の活動推進目標を掲げ、活動に取り組みます。

活動目標 1 「交流の機会づくり」

子どもから高齢者まで、さまざまな世代間の交流・社会参加を促進し、地域内での交流の機会づくりに努めます。

推進事業①：外出の奨励を推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 目的を持って外出することは、健康の維持や閉じこもりを防ぎ、生きがいにつながっていることから、サロン活動や集いの場がより活発になるよう支援します。 高齢者や障がい者が社会参加のために外出しやすいよう、移送サービスや外出支援サービスなどに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的を持って定期的に外出することにより、地域内でのふれあいや個々の生きがいづくりにつながります。 移送サービスや外出支援サービスなどが展開されると外出しやすくなります。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・仲間づくり、生きがいづくり活動支援
- ・福祉バス貸出
- ・高齢者や障がい児者の移送、外出支援サービスの調査、研究



推進事業②：地域・世代間交流を推進します

社協の取組み状況・支援体制

- ・関係機関と連携、協力をしながら行事を企画、また参画し、地域・世代間交流に取り組みます。
- ・経験豊富な高齢者や特技のある地域住民を講師とした教室や講座を地域で開催し、世代間交流を含め、地域での交流をはかります。

期待される効果

- ・地域・世代間、住民すべての連帯感が強くなり、地域交流が活発になります。
- ・定期的にふれあい、学びの機会に参加することができるのと同時に、地域のマンパワー育成にもつながります。

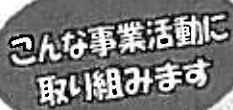
こんな事業活動に
取り組みます

- ・社協まつり
- ・町内イベントに参画、参加
- ・特技のある地域住民を講師とした教室や講座の開催



推進事業③：サロン活動を推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 既存のサロンの充実を図るとともに、新規立ち上げの支援をおこないます。 サロン等で地域の情報共有を図り、課題の早期発見や福祉ニーズ調査などに取り組みます。 サロンに携わる人材を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な場所での人の交流が活発になります。 地域の情報交換の場であり、地域課題が早めに見つかります。 地域リーダーの育成につながります。


**様々な事業活動に
 取り組めます**

- ・サロン活動支援、新規サロンの立ち上げ及び発掘
- ・サロンリーダー研修、レクリエーショングッズ貸出
- ・サロン単位の地域福祉調査、研究会、環境整備



推進事業④：イベントの企画を促進します。

社協の取組み状況・支援体制

- ・美咲町内の福祉に関わる行事やイベントの企画をします。
- ・各世代が参加できるイベントの企画を検討、募集します。

期待される効果

- ・行事やイベントを企画、開催することにより、住民の福祉活動実践への理解が高まります。
- ・イベントを企画、開催することにより、人のつながりの強化と住民の自主性に期待ができます。

こんな事業活動に
取り組めます

- ・地域福祉の功労者表彰イベント、福祉大会の企画
- ・サロンと常会とのイベント企画
- ・景品付イベント企画募集



活動目標2「ふれあいの場所づくり」

既存施設などの活用を検討し、地域の人が身近な場所で気軽に交流できる交流拠点となる場の確保に努めます。

推進事業①：既存施設の有効活用に努めます

社協の取組み状況・支援体制

- ・地域の既存施設が有効に活用されるよう、調査や情報収集に取り組みます。
- ・空家や空き店舗を活用できるよう調査及び研究し、効果的な啓発方法を検討します。

期待される効果

- ・より身近な場所でサロン活動などができるようになり、人が集まりやすくなります。
- ・空家や空いている既存施設を活用することで、地域活性化につながります。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・ミニサロン活動支援
- ・空き店舗利用等常設サロン
- ・地域密着型空家の活用の研究



推進事業②：新たに集まりやすい場所づくりに努めます

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">• いつでも気軽に集まれるような場所を、地域や団体、企業等と連携しながら検討します。	<ul style="list-style-type: none">• 日頃から人とのつながりが生まれ、新たな気づきや福祉の関心が高まります。また、人が集まり、地域に多くの目があることは、防犯意識が高まります。

こんな事業活動に
取り組めます

- 地域の場所調査
- 地域や団体等と連携した場所づくり

活動目標3「集まりやすい環境づくり」

交流拠点に行きやすい移動手段などの環境整備を検討し、また、誰もが集まりやすいよう、啓発と雰囲気づくりに努めます。

推進事業①：移動手段の確保に努めます

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・移動手段に困っている人のニーズ調査、研究に取り組みます。・関係機関、団体等と連携し、移動支援に関する研究に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・移動するための環境などが整うことにより、社会参加しやすくなります。・地域で安心して生活ができるようになります。

こんな事業活動に取り組みます

- ・移動手段のニーズ調査、研究
- ・サロン参加支援（送迎）、車両管理委託（車両貸出+運転ボラ）



推進事業②：啓発と雰囲気づくりを推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ・社協だより、社協ホームページやみさきテレビジョンなどを利用して、住民の福祉活動を紹介し、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに取り組みます。 ・サロンの開設状況などを広く一般に周知するため、PR冊子を作成、配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等で啓発することにより、地域の福祉活動がわかりやすくなります。 ・住民のサロン参加が促進されます。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・社協だより、ホームページ、みさきTVを活用した広報
- ・美咲ネットサロン活動CM企画



基本目標2

安心して暮らせる郷づくり

これからの地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりの意識的な参画が必要不可欠であり、そのための推進体制・組織をどのようにつくっていくかが今後の重要な課題となっています。

地域で安心して暮らすためには、地域で支えあい助けあうための見守り・福祉ネットワーク体制や困りごとなどの相談場所の整備、問題を早期に発見し、対応していくための活動が重要です。

また、台風や大雨などによる自然災害や子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが増えてきており、防災・防犯に対する関心も高まっています。

そのほかにも、地域情報及び福祉情報などのきめ細やかな情報伝達とともに、発信者と受信者双方の意識を高める必要があります。

そこで、以下の活動推進目標を掲げ、活動に取り組みます。

活動目標1「地域と人を守るシステムづくり」

地域で誰もが安心して暮らせるよう、日常生活での困りごとなどの支援体制を整備するとともに、相談体制の充実を図ります。

また、災害時の準備を整え、災害時要援護者を把握するとともに、災害時の準備を整え、迅速な対応ができるような体制づくりに努めます。

推進事業①：日常生活支援システムを推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携しながら、簡易な住民ニーズに対応した支援やサービスの提供に努めます。 障がい児者（団体）への支援活動に取り組むとともに、地域で安心して生活できるようニーズ調査等に取り組みます。 誰もが使いやすいインフォーマルサービス、地域の自主組織体制などの調査、研究に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での日常生活において、生活しやすい環境になります。 障がい児者の方への理解が進み、当事者の方が地域で暮らしやすくなります。 誰もが使いやすいインフォーマルサービスができることにより、地域で安心して生活が送れるようになります。

みんな事業活動に
取り組みます

- ・サポートふくし事業
- ・障がい児者のニーズ調査
- ・インフォーマルサービスの研究、地域の自主組織体制の研究及び支援



推進事業②：福祉総合相談のシステム化を目指します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化する生活上のさまざまな問題に対応し、必要な事業や制度などへ適切につなぐことができるよう、関係分野の相談機関と連携し、相談支援ネットワーク体制の整備に努めます。 ・総合相談など、地域の中の身近な相談窓口として、広く住民に認識してもらえるよう周知し、利用促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口が明確化し、的確な情報提供とともに、解決に向けて相談機関との連携が速やかになります。 ・相談しやすい環境ができることでと問題の早期解決につながります。

こんな事業活動に
取り組めます

- ・総合相談事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・成年後見制度支援
- ・関係機関相談支援ネットワーク整備

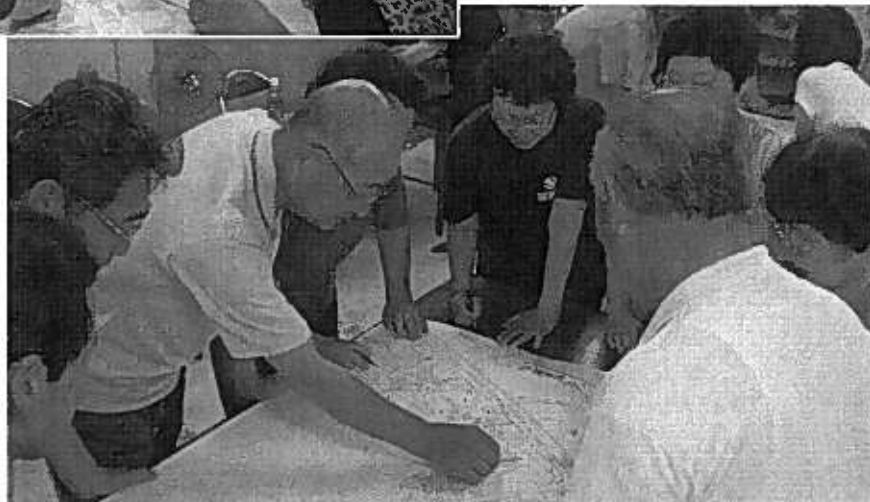


推進事業③：緊急時支援体制の整備を推進します。

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民及び関係機関との情報共有及び連携体制の整備を図ります。 ・ひとり暮らしや昼間独居の高齢者、障がい者世帯等の方を把握するとともに、緊急時の支援体制の充実を図ります。 ・地域の自主防災組織を把握し、地域住民相互による迅速な救援活動を行うことができるよう小地域ごとの避難誘導體制や安否確認体制整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民みんなが安心して生活することができます。 ・緊急時、災害時等の支援において、地域内で迅速に対応することができます。 ・日頃から防災等の意識が高まり、緊急時や災害時等の支援が円滑に行われます。

こんな事業活動に取り組めます

・緊急時支援体制整備の推進



活動目標2「ご近所福祉のネットワークづくり」

地域での支えあい・助けあいのネットワークづくりの充実を図るとともに、地域課題を解決するために、地域と関係機関等のネットワークづくりに努めます。

推進事業①：ご近所支えあいのネットワークづくりを推進します。

社協の取組み状況・支援体制

- ・ひとり暮らし高齢者や障がい者など何らかの支援が必要と思われる方々のニーズ把握のための調査を必要に応じて実施します。
- ・地域に密着した見守りネットワーク活動を推進します。
- ・住民と地域組織及び関係機関等とのネットワークづくりを支援します。

期待される効果

- ・当事者のニーズや地域の福祉ニーズの継続的な把握ができます。
- ・日頃からの地域住民の支えあいや助けあいの意識が高まり、孤立を防ぎます。
- ・地域課題や福祉課題の共有ができ、課題解決に向けた対応がしやすくなります。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・支えあいの地域づくり
- ・ご近所福祉ネットワークの推進



推進事業②：ネットワーク会議開催を推進します。

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や児童、障がい者などが地域や家庭で自立した生活を送ることができるよう、行政や地域包括支援センター、関係団体等が連携して、包括的な支援に取り組みます。 ・地域における福祉課題の分析や個別ケースの支援方法、保健、医療、福祉及び地域の連携によるケア会議の充実を図ります。 ・地域での福祉課題について、情報共有から課題解決まで関係団体と連携し、検討できる地域組織の体制を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の利用や専門機関の支援を受けられることができ、誰もが地域において自立した生活を送ることができます。 ・関係機関間での情報交換と協働体制により、関係各法や制度が横断的になり、個別ケースや困難ケースの支援を行うことができます。 ・課題の早期発見から早期支援につながり、住民が自分らしい生活を送れるような地域づくりができます。また、住民主体の福祉活動に取り組むことができます。

こんな事業活動に取り組みます

- ・地域ケアシステムの構築
- ・小地域ケア会議開催
- ・地区社協体制の推進



推進事業③：福祉の啓発活動を推進します。

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 小地域での福祉座談会の定期的な開催を検討します。 住民の福祉ニーズに応えるため、ニーズに応じた各種講座や講演会を開催します。 <p>また、町のイベントなどを利用して情報を提供していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域での福祉ニーズの把握とともに、住民の福祉意識の高揚につながります。 多くの人が、その場で必要な情報を理解することができます。

**ごんな事業活動に
取り組みます**

- ・福祉座談会の開催
- ・各種講座、講演会の開催



活動目標3「情報のネットワークづくり」

地域のことや各種団体の活動内容などを情報発信する中で、地域活動への関心を高めるとともに、個々にも有効な、わかりやすいきめ細やかな情報伝達に努めます。

推進事業①：きめ細やかな情報伝達に努めます

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙「みさき社協だより」の発行（年12回）やインターネットホームページを活用し、必要な福祉の情報などをわかりやすく提供します。・ 地域性を重視したページや住民参加型のページを設けるなど、親しみやすい内容となるよう工夫します。・ 地域内の民生委員・児童委員、自治会長等など、地域内のつながりによる口コミでの情報の浸透に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉情報や地域活動など、様々な情報が手に入りやすく、福祉への関心が高まります。・ 福祉の情報や福祉活動がより身近になります。・ 人と人の会話により、詳細な情報が伝わりやすくなります。 また、見守り活動の役割も担います。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・ 社協だよりの発行
- ・ ホームページの活用
- ・ 地域会合の有効活用

推進事業②：発信受信のシステムづくりを推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・相手にわかりやすい文字の大きさやレイアウト、音声による掲載内容の読み上げなど、誰もが情報を取りやすいようにマンパワーの活用やユニバーサルデザイン等の工夫を取り入れます。・情報の受け手側が、集会所やサロン等、人々が集う「場」で受信できるように努めます。	<ul style="list-style-type: none">・全ての人がわかりやすく、快適に情報を得ることができます。・受信した人同士が、その場で情報交換（共有）することができます。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・ユニバーサルデザインの活用
- ・人材育成、各種講座の開催

基本目標 3

のびのびと子どもが育つ郷づくり

核家族化の進行や近所付き合いの減少などにより、子育てと仕事の両立に悩む家庭が増えてきおり、また、子どもが巻き込まれる犯罪も増えてきています。

こうした状況を背景に、子育てを地域で支え、子どもたちを見守ることで、子どもたちがすくすくと育つことができる環境づくりが求められています。

今後、地域の中で安心して子どもを育てることができるよう、育児への不安を解消するために親同士が集い相談できる場や支援体制の整備、子育て支援に関する情報提供やニーズに対応できる体制整備が必要です。

そこで、以下の活動推進目標を掲げ、活動に取り組みます。

活動目標1 「気軽に相談できる支援体制づくり」

地域の関係団体や機関が連携しながら、地域で子育てを支えるための支援体制を構築し、地域での見守り体制の充実を図ることにより、子どもが安全で健やかに成長できる環境づくりに努めます。

推進事業①：相談体制づくりを推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・ 親同士が気軽に相談できる場所や機会づくりに取り組みます。・ 子育て支援のための相談窓口の整備に取り組みます。・ 関係機関や専門機関と連携し、子育て支援ネットワークづくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none">・ 子育てに関わる相談が気軽にできるようになります。・ 情報交換等の話から親同士のネットワークができます。・ 相談がしやすくなり、支援が円滑に行われます。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・ 相談窓口の設置
- ・ 子育てアドバイザー相談事業
- ・ 子育てクラブ等の活動支援

推進事業②：見守りのシステムづくりを推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・住民による、日頃からの見守り活動を支援します。・子育て支援活動をする関係機関や団体が連携し、見守りネットワークづくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・子どもたちが地域で安全に生活することができます。・犯罪防止や児童虐待防止へつながります。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・見守り、防犯パトロール
- ・子育て支援ネットワーク

活動目標2 「気配り目配りができる関係づくり」

親子同士のつながりの場や交流の場の確保や親子での体験を通して、明るい家庭環境づくりに取り組みます。

また、家庭と地域のつながりが希薄となっている中、地域全体での子育てに取り組みます。

推進事業①：明るい家庭づくりを推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ・親を対象に子育ての研修や講座を開催します。 ・親子でふれあい体験、勉強することができるイベント等の機会を企画、提案します。 ・子育てに関わる団体の育成や活動充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での子育てに対する意識が高まります。 ・親子の絆を密にするきっかけになります。 ・いつでも誰でも安心して行ける場所があることで、仲間づくりや情報交換等ができるようになります。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・子育て講座の開催
- ・子育てサロン、団体の育成・支援
- ・親子体験イベントの企画

推進事業②：子どもを育む地域づくりを推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">• 地域組織や地元企業と連携し、地域での子育て支援を呼びかけます。• 子どもたちの交流の場の設置を検討します。• 子育てボランティアの発掘に努めます。	<ul style="list-style-type: none">• 地域みんなで子育てをする意識が高まり、地域での子育てに関する取り組みに期待できます。 また、子どもの社会勉強の場となります。• 子どもたちが安心して出掛ける場所ができ、地域住民にも目が届くようになります。• 相談相手やちょっとした協力をすることができます。

こんな事業活動に
取り組めます

- 子どもの居場所づくり
- 子育てボランティア養成

活動目標3 「情報提供やニーズに対応できる体制づくり」

インターネットや冊子などを活用し、相談窓口やサークル活動など、子育て支援に関する情報を提供します。

また、子育てに関するニーズの把握と対応できる体制整備に努めます。

推進事業①：ニーズに対応できる体制づくりを推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">• 子育てに関する必要な情報を提供します。また、ニーズ調査等を行います。• 子育て支援をしている関係機関や団体との連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none">• 子育てが楽になります。• 相談から対応までの流れが円滑に行われます。

こんな事業活動に
取り組みます

- 子育てに関する情報提供、ニーズ調査
- ニーズに対応した事業の提案、企画

推進事業②：子育て情報発信受信の場づくりを推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・社協だより、インターネットホームページ、みさきテレビジョンなどを活用して、子育てに関する情報を周知します。・身近な集会所や子育てサロン等で情報が受信できるように努めます。	<ul style="list-style-type: none">・必要な情報が手に入りやすくなります。・お互いがある場で情報交換（共有）することができます。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・子育て情報誌
- ・社協だより、ホームページなどの活用
- ・地域会合の有効活用

基本目標 4

助けあい共に育つ人づくり

地域福祉活動をより効果的に進め、新たな課題に対応していくためには、日頃から地域での支えあいや助けあいの必要性を住民に啓発するとともに、地域福祉をより充実させていくためには、住民の福祉活動やボランティアの発掘・育成が必要不可欠です。

また、住民の福祉についての理解や関心を深め、意識向上を図るとともに、福祉の基盤づくりを進めるために、共に生きることの大切さや支えあい助けあいのある福祉のまちづくりについて学ぶ福祉教育の推進が求められています。

そこで、以下の活動推進目標を掲げ、活動に取り組みます。

活動目標1「ボランティア活動の推進」

ボランティアセンターの整備・強化やコーディネート機能の強化に努め、ボランティアの人材育成やボランティアに関する啓蒙活動によりボランティア活動の活性化を図ります。

推進事業①：啓蒙活動を推進します

社協の取組み状況・支援体制

- ・社協だよりやホームページでボランティア活動の紹介や募集情報の提供、コーディネートに取り組みます。
- ・ボランティアに関する講演会などの開催を企画します。

期待される効果

- ・広く住民に周知されることで、各ボランティア団体の活動につながるとともに、ボランティア団体の活躍場が増えます。
- ・ボランティアの理解を深め、誰もが気軽にボランティア活動ができるきっかけづくりになります。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・ボランティア情報誌
- ・講演会等の企画
- ・ボランティアセンターの整備推進



推進事業②：人材育成を推進します

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーター、リーダーなど多様なボランティア人材の養成研修などを企画、実施します。 ・多様なボランティア講座を企画、実施します。 ・災害ボランティアの育成に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関わるキーパーソンとなり、ボランティアに取り組む人の支援者となります。 ・幅広い分野、年齢層のボランティアを育成することで地域のボランティア活動が活発になります。また、生きがいつくりにつながります。 ・災害などの緊急時に求められる様々な能力や知識を修得することで、災害時に円滑な支援活動ができます。

こんな事業活動に
取り組めます

- ・ボランティア養成講座の開催
- ・ボランティアコーディネーター育成
- ・災害ボランティア育成



推進事業③：コーディネート機能の充実

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの機能強化及び充実を図ります。 ・各地域に活動拠点となるボランティアサブセンターの設置を検討します。 ・地域人材バンクなどの設置を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のボランティアへの意識が高まるとともに、ボランティア活動及び相談等も活発になります。また、ボランティア活動団体、個人等の交流も図れ、連携も取れてきます。 ・身近な地域で活動しているボランティア団体などの情報が入り、活動に参加しやすくなります。 ・幅広い分野のボランティアの人材が増えると同時に、地域活性化も期待できます。

こんな事業活動に
取り組めます

- ・ボランティアセンターの機能強化
- ・ボランティア拠点の確保



社会福祉協議会	
厚狭町 - ボランティアセンター	
〒759-0001 厚狭町	
TEL: 0854-22-1111	
FAX: 0854-22-1112	
E-MAIL: info@shouga-kyokai.or.jp	
HP: www.shouga-kyokai.or.jp	



活動目標2「福祉の心を育てよう（福祉教育）」

地域の福祉力の原点となる児童・生徒を含む地域のすべての住民を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりや助けあいの心を育てるとともに、地域内における福祉課題に目を向けた学習を通して地域の福祉力向上を図ります。

推進事業①：福祉の理解を深めよう

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">ふれあいサロンや地域の集会、学校等で、福祉に関する研修会や講座を開催します。学校などが行うボランティア活動や福祉教育の活動に対し、福祉の情報提供、活動内容の企画支援などを行います。	<ul style="list-style-type: none">地域住民各層への福祉に関する意識の向上につながります。福祉に関する理解と関心を促すことは、児童、生徒が社会的な役割を自覚できるようになります。

こんな事業活動に
取り組めます

- 福祉教育に関する講座等の企画
- 福祉教育情報の提供



推進事業②：自分で出来ることを考えよう

社協の取組み状況・支援体制	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ・児童や生徒を対象とした体験型学習の場の提供、企画支援を行います。 ・地域住民が福祉の視点に立った活動が進められるよう、地域団体等と連携を図り、地域で出来ることを考える機会の提供、企画支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立心や社会性を育み、自ら地域の役に立ちたいという意識が高まります。 ・地域で福祉活動を考えることは、福祉ネットワークづくりの一步となり、地域の福祉力が向上します。

こんな事業活動に
取り組みます

- ・夏のボランティア体験事業
- ・福祉体験事業（地域型、学校型）



第5章 計画の推進



1. 社会福祉協議会の基盤強化

(1) 法人運営体制の整備強化

①理事・評議員会の機能強化

社会福祉協議会には、住民や福祉関係者などの意見を取り入れて適正に運営していくために理事会及び評議員会が設置されていますが、より実行性の高い組織として機能するよう、理事・評議員への情報提供、研修、本計画の推進を見据えた選出区分などの見直し・充実に取り組みます。

②事務局体制の強化

効率的な事業の運営ができるよう、各種研修会、講習会への参加や内部研修を実施し、職員資質の向上を図ります。

また、本計画を着実に推進していくために、組織体制の見直しや適正な労務管理、人事管理体制の確立を図ります。

(2) 安定した活動財源の確保

①自主財源の確保

社会福祉協議会の運営は、住民の参加や協力のもとで寄附金や共同募金などが活動の源泉となっていることなどを積極的にPRしていきます。

また、寄附金や共同募金配分金の使途について、広報誌などを通じて分かりやすく周知していきます。

さらに、社協運営を維持していくうえで財源確保の要となる介護保険事業に、より積極的に取り組んでいきます。

②活動資金などの積極的確保

行政との協働による町全体の福祉の向上と本計画に基づく住民が主体となった地域福祉を推進していく観点から、行政に対して社会福祉協議会の活動への理解と支援を要請するとともに、各種財団等の助成金の確保に努めます。

③本計画を推進するための取り組み

必要かつ効率的な事業を運営していくために、既存の事業やサービスの見直しや統合、廃止などを実施するとともに、目標に向けた計画的な取り組みを行い、財源の見直しに努めます。

(3) 住民活動拠点の整備・機能強化

住民活動の活性化や社会福祉協議会への理解をより深めてもらうために、ボランティアセンターの強化に努めるとともに、社会福祉協議会本所・地域福祉センターにおける相談対応や情報提供の機能の充実に努めます。

2. 計画の推進・点検・評価の体制

(1) 計画の進捗確認、評価体制の整備

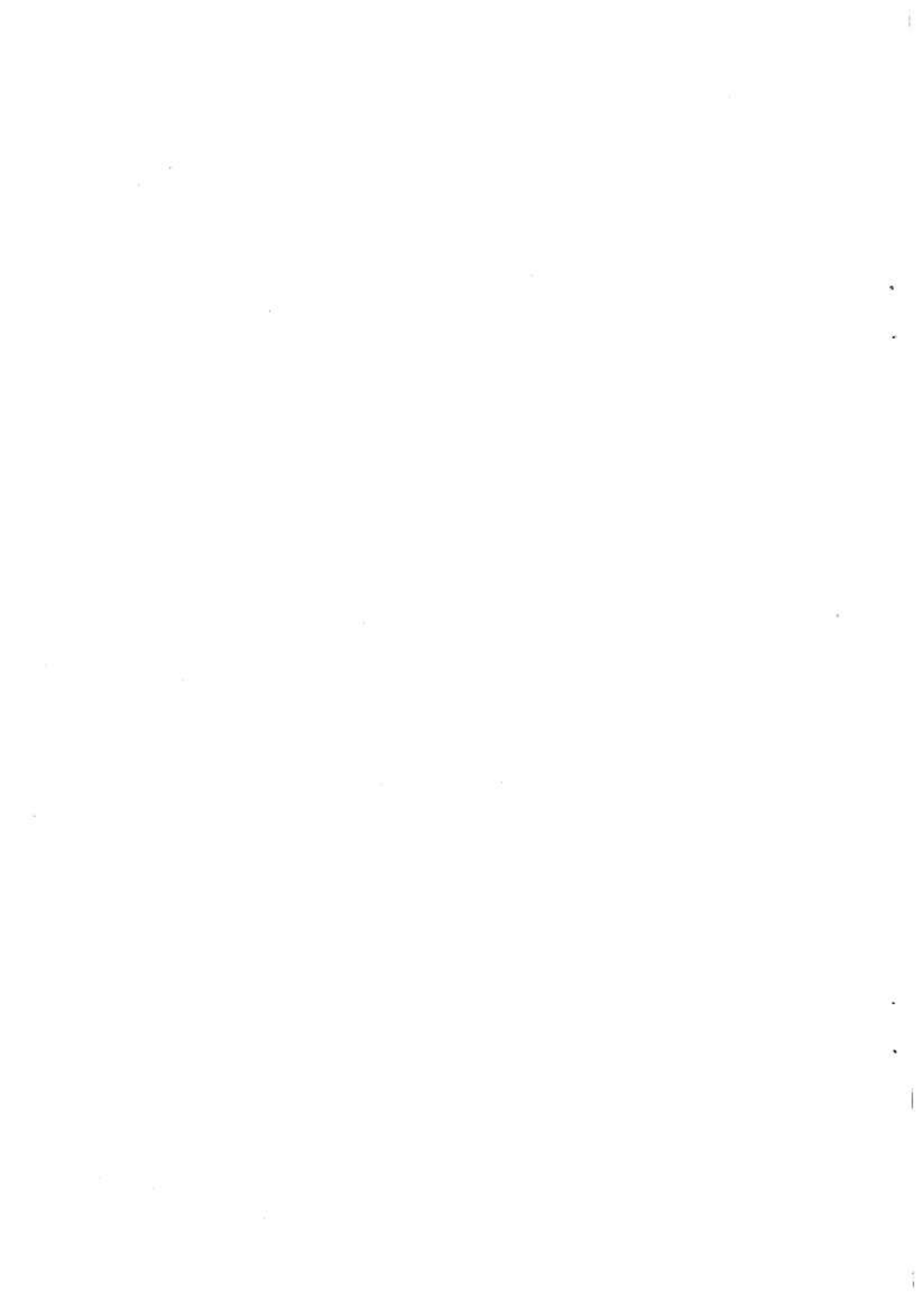
地域福祉活動計画の着実な推進を図るためには、計画がどのように進んで、どのような効果があったのかなどを確認する「進捗状況」と「事業評価」を行うことが必要です。

進捗状況と事業評価については、計画の推進主体である社会福祉協議会が各年度の進捗状況の確認と事業評価を行うとともに、地域住民や福祉関係団体・学識経験者等で構成する「美咲町地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」を設置し、計画の点検と評価を行う体制を設けます。

(2) 事業成果の公表

各事業の進捗状況や適宜点検・評価した結果を、広報誌やホームページなどを通じて公表し、住民からの意見などを事業の見直しに反映します。

資 料



①美咲町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

美咲町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 美咲町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」）を設置し、美咲町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応え、地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

(委員の構成)

第2条 この委員会は、委員15名によって構成する。

- 2 委員は、学識経験者・地域福祉関係者（福祉団体、NPO、ボランティア団体、当事者団体等）・行政機関・社会福祉協議会の中から会長が委嘱する。
- 3 この委員会に会長は必要に応じオブザーバーを若干名委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 この委員会に委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(分科会)

第5条 委員会に必要に応じて、分科会を置くことができる。

(任 期)

第6条 委員の任期は地域福祉活動計画が策定される日までとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、美咲町社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(附則) この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

②美咲町地域福祉活動計画策定委員名簿

氏 名	選出区分	備 考
岡 田 壽	地域・高齢者関係	委員長
日神山 千代子	地域・高齢者関係	副委員長
赤 木 住 夫	地域・高齢者関係	
福 田 敬 子	地域・高齢者関係	
矢 木 公 久	地域・高齢者関係	
村 島 眞由美	地域・高齢者関係	
矢 木 史 朗	地域・高齢者関係	
神 坂 健 治	地域・高齢者関係	
為 國 祐 輔	青少年・子ども関係	
山 本 幾 代	青少年・子ども関係	
黒 瀬 圭 子	青少年・子ども関係	
石 原 諭 之	障がい児者関係	
織 田 千恵子	障がい児者関係	
川 島 芳 子	ボランティア・NPO関係	
中 島 健 仁	ボランティア・NPO関係	

オブザーバー

新 井 宏	川崎医療福祉大学 准教授	
-------	--------------	--

③策定委員会・作業部会経過

年 月 日	会 議 名	協 議 内 容
平成21年 6 月30日	第 1 回策定委員会	・委嘱状交付、設置要綱について ・委員長、副委員長の選任
平成21年 8 月27日	第 2 回策定委員会	・策定委員の役割 ・今後のスケジュール
平成21年11月 6 日	第 3 回策定委員会	・福祉座談会について
平成21年12月 4 日	第 4 回策定委員会	・福祉座談会 「ふくしをかたるつどい」について
平成22年 1 月22日	第 5 回策定委員会	・課題整理等の作業方法について
平成22年 2 月19日	第 6 回策定委員会	・キーワード整理 ・課題抽出
平成22年 2 月26日	第 7 回策定委員会	・活動目標検討
平成22年 3 月23日	第 8 回策定委員会	・活動目標検討
平成22年 4 月 9 日	第 9 回策定委員会	・活動目標グルーピング
平成22年 4 月23日	第10回策定委員会	・活動目標グルーピング
平成22年 5 月14日	第11回策定委員会	・基本理念、基本目標検討
平成22年 6 月 4 日	第12回策定委員会	・活動目標検討（再）
平成22年 6 月25日	第13回策定委員会	・活動目標検討（再）
平成22年 7 月21日	第14回策定委員会	・活動目標検討（再）
平成22年 9 月16日	第15回策定委員会	・スケジュール変更について ・具体的事業（実施計画）検討作業部会の提案説明
平成22年10月 1 日	作業部会	・具体的参考事業検討
平成22年10月21日	作業部会	・具体的参考事業検討
平成22年11月11日	作業部会	・具体的参考事業検討
平成22年11月26日	作業部会	・推進事業検討
平成23年 1 月29日	作業部会	・推進事業検討
平成23年 2 月18日	第16回策定委員会	・中間まとめ ・計画書（案）作成について
平成23年 3 月25日	第17回策定委員会	・計画素案検討
平成23年 5 月13日	第18回策定委員会	・計画素案検討
平成23年12月13日	第19回策定委員会	・計画素案検討（計画書案完成）



社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会

〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田3108-10

電話：0868-66-2940

FAX：0868-66-2941